

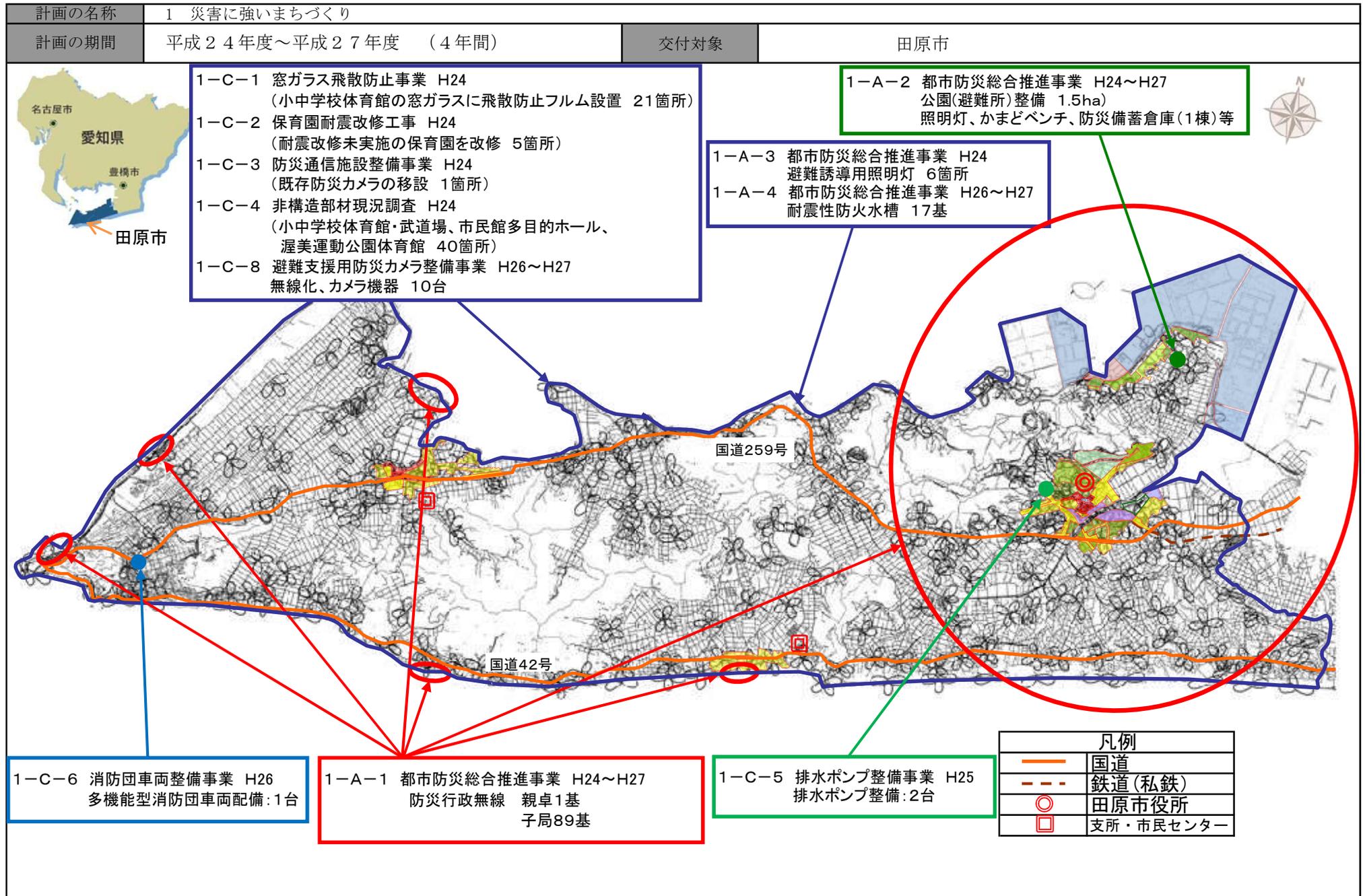
# 社会資本総合整備計画書 (愛知県田原市)

平成24年3月21日	(当初)
平成25年2月22日	(第1回変更)
平成25年5月13日	(第2回変更)
平成25年10月25日	(第3回変更)
平成26年3月24日	(第4回変更)
平成26年9月25日	(第5回変更)
平成27年3月6日	(第6回変更)



合計															
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考			
C 効果促進事業															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	備考
									H24	H25	H26	H27	H28		
1-C-1	施設整備	一般	田原市	直接	田原市	窓ガラス飛散防止事業	避難所となる小中学校施設等の窓ガラスの飛散防止フィルムの貼付(21箇所)	田原市						23	
1-C-2	施設整備	一般	田原市	直接	田原市	保育園耐震改修工事	保育園施設の耐震改修(耐震設計：4園、耐震改修：5園)	田原市						37	
1-C-3	施設整備	一般	田原市	直接	田原市	防災情報通信施設整備事業	既設防災カメラの移設(1箇所)	田原市						23	
1-C-4	施設整備	一般	田原市	直接	田原市	非構造部材現況調査	避難所となる小中学校体育館施設等の天井の耐震化調査(40箇所)	田原市						5	
1-C-5	施設整備	一般	田原市	直接	田原市	排水ポンプ整備事業	排水ポンプ整備(2台)	田原市						19	
1-C-6	施設整備	一般	田原市	直接	田原市	消防団車両整備事業	多機能型消防団車両の配備(1台)	田原市						11	
1-C-8	施設整備	一般	田原市	直接	田原市	避難支援用防災カメラ整備事業	避難支援用防災カメラの整備(無線化、カメラ機器10台)	田原市						43	
合計													161		
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考			
1-C-1	災害時に避難収容施設となる小中学校体育館の窓ガラスの飛散防止を行うことにより、児童・生徒や避難者の安全確保を図ることができる。														
1-C-2	保育園施設の耐震化を図ることにより、災害時要援護者である保育園児の安全確保を図ることができる。														
1-C-3	既存の赤羽根漁港沿岸を監視する防災カメラが設置されている建物を取り壊すため、防災カメラを移設する。移設することにより、海岸情報(津波情報等)の迅速・確実な情報収集機能を保持する。														
1-C-4	災害時に避難収容施設等となる小中学校体育館や市民館多目的ホール等の天井の落下防止対策を行うことにより、児童・生徒や避難者等の安全確保を図ることができる。														
1-C-5	排水ポンプを整備し、津波等浸水被害からの早期復旧、被害軽減を図る。														
1-C-6	津波避難の猶予時間が短く、かつ広大な浸水被害が心配される地区に、多機能型消防団車両を配備し、救助・救出活動の効率化・迅速化を図る。														
1-C-7	地震体験車を整備することにより、疑似体験を通じて地震に対する事前の備えの必要性を理解してもらい、防災意識の向上を図る。														
1-C-8	避難支援用防災カメラシステムの無線化やカメラ機器の整備を進め、災害情報収集機能の強化を図る。														

(参考様式3) (参考図面) 市街地整備



# 都市防災事業計画（変更）

## 愛知県田原市

平成27年	3月	（第5回変更）
平成26年	9月	（第4回変更）
平成26年	3月	（第3回変更）
平成25年	10月	（第2回変更）
平成25年	2月	（第1回変更）
平成24年	3月	（当初）

平成26年度 第5回 事業計画変更要望地区 変更概要調書

都道府県名：愛知県

市町村名：田原市

変更箇所		変更内容及びその理由（詳細に記載すること）
全 体 (計画期間、面積等)		交付対象事業費の増額 (事業費：-108百万円、国費：-54百万円) 理由：計画の見直し等のため。
メニュー 別	地震に強い都市づくり緊急整備	○防災行政無線整備の事業費を増額する。 (事業費：+1百万円、国費：+0.5百万円) 理由：入札執行による減額及び計画の見直しを行ったため。
	地区公共施設整備	○公園（避難場所）整備の事業費を増額する。 (事業費：+16百万円、国費：+8百万円) 理由：計画の見直しを行ったため。
	地区公共施設整備	○耐震性防火水槽整備の事業費を増額する。 (事業費：-94百万円、国費：-47百万円) 理由：計画の見直しを行ったため。
	地区公共施設整備	○防災備蓄倉庫整備事業を削除する。 (事業費：-13百万円、国費：-6百万円) 理由：計画の見直しを行ったため。

地区名：田原市内

注1) 事業計画変更を要望する地区について地区ごとに1枚作成すること

注2) 変更理由が説明できる資料を添付すること

## (様式1) 整備方針等

### 整備方針等

#### 【防災まちづくりの現状及び課題】

本市は平成15年に田原町と赤羽根町が合併し市制を施行し、その後、平成17年に渥美町と合併し新田原市として渥美半島のほぼ全域を市域とするまちづくりに取り組んでいます。

地勢は、半島という地形上、市の中央には山地が連なり、南は太平洋、北は三河湾、西は伊勢湾と三方を海に囲まれ、東側で豊橋市と陸続きに接しています。市街地については、三河湾側の低地を中心に形成され、太平洋岸では漁港や河口の低地等に集落が点在しています。さらに、昭和40年代に三河湾臨海部の埋立造成が始まり、現在では自動車産業を中心に60数社もの企業が集積する一大工業地帯となっています。

本市では、昭和34年の伊勢湾台風の大災害に代表されるように、過去に台風や集中豪雨等の自然災害により大きな被害を受けています。また、平成14年には東海地震防災対策強化地域の指定、平成15年には東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けたことから、平成15年に地震防災対策基礎調査を実施し、東海地震、東南海地震が連動して発生した場合の地震の規模、被害状況等の調査をしています。

この2連動による調査では、マグニチュード8.2の想定のもと、市のほとんどの地域で震度6弱以上の揺れが発生し、河口や臨海部では液状化の危険度が極めて高く、市街地では家屋倒壊や火災が発生し、これらによる被害は死者約2百人、負傷者約2千人、倒壊家屋約1万戸、避難所生活者は約2万人を超えることが予想されています。

このため、本市では地震を始めとする自然災害から、市民の生命と財産を守るため、情報伝達手段の強化、防災資機材の整備、医療・非常用食糧等の確保、自主防災組織の育成など、様々な防災対策を推進していますが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害状況を考察すると、今以上の防災・減災対策を早急に施す必要があります。

特に、津波災害については、従来の予測を覆し過去に経験したことがない程の被害状況であったため、三方を海に囲まれている本市としては、とても他人事ではなく、緊急に津波に対する被害の軽減するための対策を実施する必要があります。

現在、本市では平成15年に中央防災会議の東南海・南海地震等に関する専門委員会が発表した東海・東南海・南海地震3連動発生による地震の規模調査をもとに被害調査を実施しました。併せて、地域毎の地震・津波避難マップの作成、避難訓練の実施等を行っていますが、防災行政無線を始めとする情報伝達手段の確実・迅速化、避難場所・地震避難所の確保、安全に避難するための避難設備等の整備などが、極めて喫緊の課題となっています。

津波災害からの被害を軽減するためには、防波堤・防潮堤等のハード整備を施すことも重要ですが、「まずは、高いところに、すばやく逃げる」ことが最も重要です。このため、市民等を迅速に、確実かつ安全に高い場所に避難誘導するために、地域の特性に応じた都市防災機能の向上を一体的に整備する必要があります。

## 【整備方針】

地震災害、特に津波による被害の軽減を図るため、喫緊に対策を講じる措置として「迅速・確実・安全性」を視点に、次のとおり防災・減災対策を推進します。ただし、愛知県による「南海トラフ巨大地震」の詳細な被害調査の結果によっては、その内容に即した適切な対策を講ずるものとします。

### (1) 迅速かつ確実な情報伝達手段の確保

沿岸地域の住民や臨海工業地域の従業員等に防災情報を迅速に伝達するために、防災行政無線の屋外子局の増設を図ります。また、市内には246局の子局が整備されていますが、合併市ということもあり、旧3町でそれぞれ整備された機器性能には差異があるため、これを平準化し高性能化を図ります。

- 沿岸地域・臨海工業地域への防災行政無線屋外子局の整備 → 12局(市内)
- 防災行政無線屋外子局のデジタルセレコール方式への変更 → 74局(田原地域、新設1局)
- 中心市街地への防災行政無線広域型屋外子局の整備 → 3局(田原地域)
- 防災行政無線親局等の更新整備 → 1局(市内)

### (2) 迅速かつ安全な避難経路の確保

市民が津波から迅速・確実・安全に避難ができるように、適切な避難路の確保を図るとともに、照明灯・案内標示等を整備し昼夜を問わず安全に避難ができる対策を講じます。

- 避難誘導灯の整備 → 6箇所(市内)

### (3) 安全かつ充実した避難場所・地震避難所の確保

危険性の高い低地に指定された避難場所の変更と、併せて、想定外による大規模な災害にも対応した収容能力を持つ避難場所の整備を図るとともに、地震避難所の耐震化、機能の充実等を図り、安全・安心して避難生活ができる空間づくりに努めます。

- 避難場所(公園)の整備 → 1箇所(童浦地区)
- 避難収容施設の窓ガラス飛散防止 → 21箇所(市内小中学校)
- 公共施設の耐震化 → 5箇所(市内保育園)
- 地震避難所棟の天井現況調査 → 40箇所
- 避難所の防災備蓄倉庫の整備 → 1棟

### (4) 地震等による火災や津波等からの被害軽減

災害時の救助・救出・消火活動の円滑化・迅速化を図るとともに、津波等浸水被害からの早期復旧、被害軽減を図ります。

○耐震性防火水槽の整備 → 17基

○排水ポンプの整備 → 2台

○多機能型消防団車両の配備 → 1台

(5) 災害情報収集機能の強化

既存設置の防災カメラを、より津波観測に適した場所への移設を図るとともに、カメラシステムの無線化やカメラ機器の整備を進め、災害情報収集機能の強化を図ります。

○防災カメラ移設 → 1箇所(赤羽根港)

○防災カメラシステムの無線化

○防災カメラ機器の整備 → 10箇所(市内)

(様式2) 計画事業一覧

計画事業一覧

都道府県名	愛知県	市町村名	田原市	計画期間	平成24年度～平成27年度
担当部局名	消防本部 防災対策課 防災対策係	担当者	主任 川合 靖幸	連絡先	TEL 0531-23-3548 (内線1364) FAX 0531-23-0180 e-mail saigai@city.tahara.aichi.jp

【都市防災総合推進事業】

事業区分	事業主体	事業地区名	地区面積 (ha)	都市防災総合推進事業 における事業期間		補助率	補助事業費(予定)額		
				開始年度	終了年度		(参考)事業費	(参考)国費	
地区公共施設整備	防災情報通信ネットワーク(特例)	田原市	田原市全域	18,881(ha)	H24年度	H27年度	1/2	451	225.5
	地区公共	田原市	童浦地区	2,147(ha)	H24年度	H27年度	1/2	69	34.5
	防災まちづくり(直接)	田原市	田原市全域	18,881(ha)	H24年度	H24年度	1/2	8	4
	地区公共	田原市	田原市全域	18,881(ha)	H26年度	H27年度	1/2	152	76
合計								680	340

注) 補助事業費については百万円単位

注) 該当のないメニューについては行を削除する等して、なるべく一枚に収まるよう作成してください。

(様式3) 関連事業[都市防災上の課題解決に関連する事業]

事業区分	事業主体	事業地区名	事業規模 (面積、延長、幅員等)	総事業費 (国費ベース)	事業期間		事業実施状況	重点密集 市街地の 有無
					開始年度	終了年度		
その他(単独事業等)	田原市	市内全域	橋梁等の落橋防止 (主要幹線等 21 箇所)	—	H16	H18	緊急輸送道路や避難路等に指定された道路の橋梁を対象に実施(59 橋中 21 橋を改修実施)	×
その他(単独事業等)	田原市	市内全域	窓ガラス飛散防止フィルム整備 (体育館等 21 箇所)	23 (11)	H24 年度	H24 年度	地震避難所に指定された市内 21 箇所の小中学校体育館の窓ガラスに飛散防止フィルムを整備する。	×
その他(単独事業等)	田原市	市内全域	保育園の耐震改修工事 (保育園 5 園)	37 (18)	H24 年度	H24 年度	災害時要援護者である園児の安全確保を図るため、耐震改修未実施園の 5 施設の整備を図る。	×
その他(単独事業等)	田原市	市内全域	防災カメラの移設 (1 箇所)	23 (11)	H24 年度	H24 年度	津波情報を迅速に把握するため既設の防災カメラの設置位置の変更を行う。	×
その他(単独事業等)	田原市	市内全域	非構造部材現況調査 (40 箇所)	5 (2)	H24 年度	H24 年度	災害時に地震避難所等となる小中学校体育館等の天井落下防止のための調査を実施する。	×
その他(単独事業等)	田原市	市内全域	排水ポンプ整備(2 台)	19 (9)	H25 年度	H25 年度	津波等浸水被害からの早期復旧、被害軽減を図る。	×
その他(単独事業等)	田原市	市内全域	多機能型消防団車両の 配備(1 台)	11 (5)	H26 年度	H26 年度	救助・救出活動の効率化・迅速化を図る。	×
その他(単独事業等)	田原市	市内全域	避難支援用防災カメラ 整備(無線化、カメラ機 器 10 台)	43 (21)	H26 年度	H27 年度	津波情報を迅速に把握するため防災カメラの整備をする。	×

注) 総事業費について百万円単位。

注) 地域防災計画、地震対策緊急事業五箇年計画等を参照し、関連部局と調整の上作成すること

(様式4) 年度別事業計画【参考】

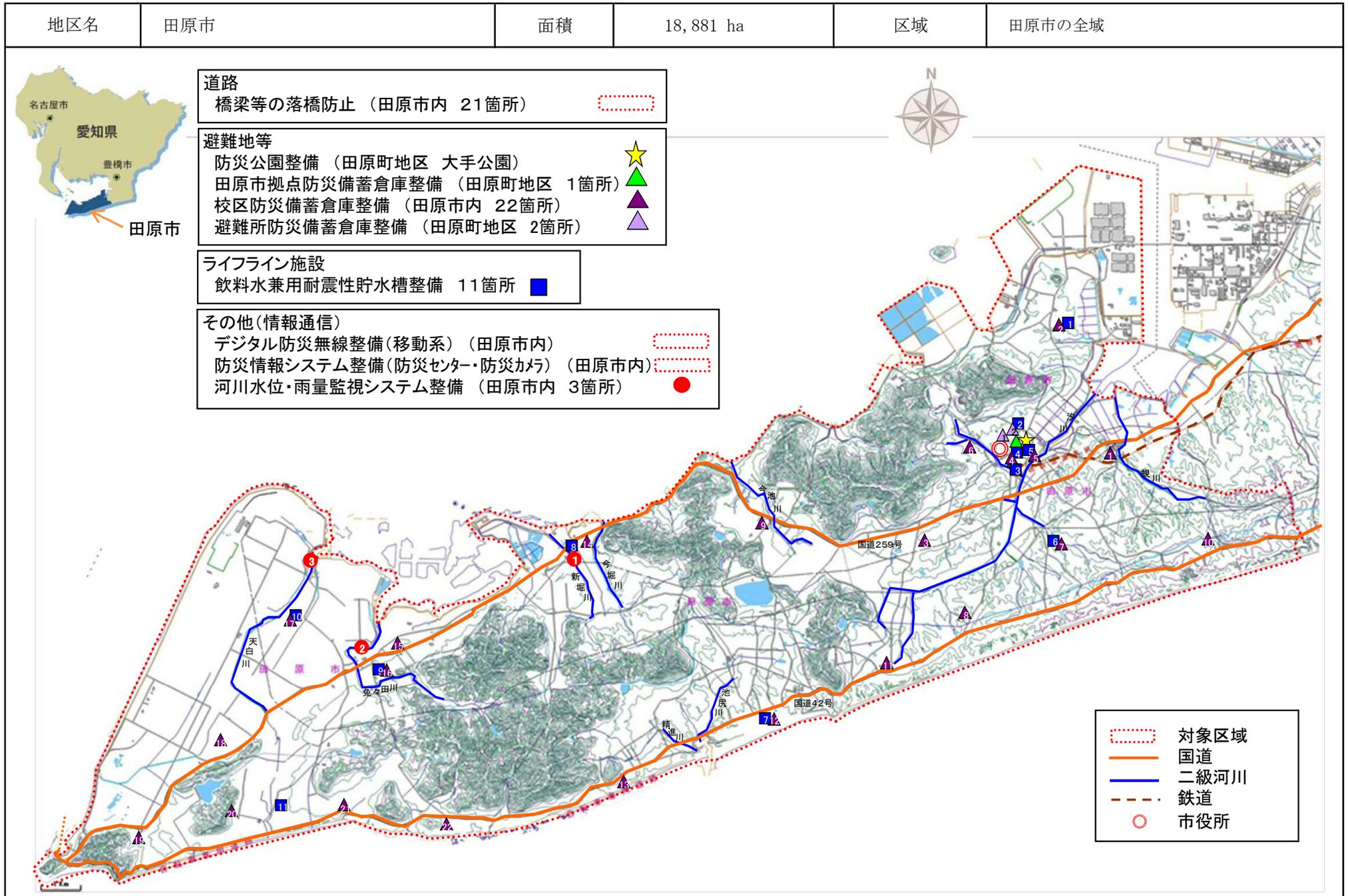
上段：当初（変更前）、下段：変更後【百万円単位】

事業区分	事業主体	事業地区名	整備内容	重点 密集 市街地	補助 率	補助事業費(予定)額 [国費ベース]							計
						H23年 度以前	H24年度	H25年 度	H26年度	H27年度	H28年度	H29 年度 以降	
地区 公共 施設 等 整備	防災情報通 信ネットワ ーク(特例)	田原市	田原市内	防災行政無線の整備及び更新 沿岸地域等への整備:12局 改修及び増設(機能向上):77局 親局:1局	×	1/2		(175.5) 157	(0) 18	(25.5) 22.5	(24) 28	(0) -	(225) 225.5
	地区公共	田原市	童浦地区	避難場所機能を備えた公園整備 1箇所(1.5ha) 照明灯、かまどベンチ、防災備蓄倉庫(1棟)等	×	1/2		0.5	0	9	(17) 25	(0) -	(26.5) 34.5
	防災まちづくり(直接)	田原市	田原市内	避難誘導灯等の整備(6箇所)	×	1/2		4	0	0	0	(0) -	4
	地区公共	田原市	田原市内	耐震性防火水槽の整備(17基)	×	1/2		0	0	(32) 37	(91) 39	(0) -	(123) 76
	地区公共	田原市	堀切地区	防災備蓄倉庫の整備(1棟)	×	1/2		(0) -	(0) -	(0) -	(1) -	(5.5) -	(6.5) -
合計							(180) 161.5	(0) 18	(66.5) 68.5	(133) 92	(5.5) -	(385) 340	





(様式6) 現況図等 地震防災対策の概要



▲ 校区防災備蓄倉庫整備

番号	名称
1	田原東部校区防災備蓄倉庫
2	童浦校区防災備蓄倉庫
3	田原南部校区防災備蓄倉庫
4	田原中部校区防災備蓄倉庫(新町)
5	田原中部校区防災備蓄倉庫(萱町)
6	衣笠校区防災備蓄倉庫
7	神戸校区防災備蓄倉庫
8	大草校区防災備蓄倉庫
9	野田校区防災備蓄倉庫
10	六連校区防災備蓄倉庫
11	高松校区防災備蓄倉庫
12	赤羽根校区防災備蓄倉庫
13	若戸校区防災備蓄倉庫
14	泉校区防災備蓄倉庫
15	清田校区防災備蓄倉庫
16	福江校区防災備蓄倉庫
17	中山校区防災備蓄倉庫
18	亀山校区防災備蓄倉庫
19	伊良湖校区防災備蓄倉庫
20	堀切校区防災備蓄倉庫(常光寺)
21	堀切校区防災備蓄倉庫(小塩津集落センター)
22	和地校区防災備蓄倉庫

▲ 避難所用防災備蓄倉庫整備

番号	所在地
1	田原中部小学校
2	田原中学校

■ 飲料水兼用耐震性防火水槽

番号	所在地
1	童浦市民館駐車場
2	田原中学校
3	田原福祉センター
4	セントファーレ
5	中部市民館
6	神戸市民館
7	赤羽根市民館
8	泉小学校
9	旧福江市民館
10	中山市民館
11	堀切小学校

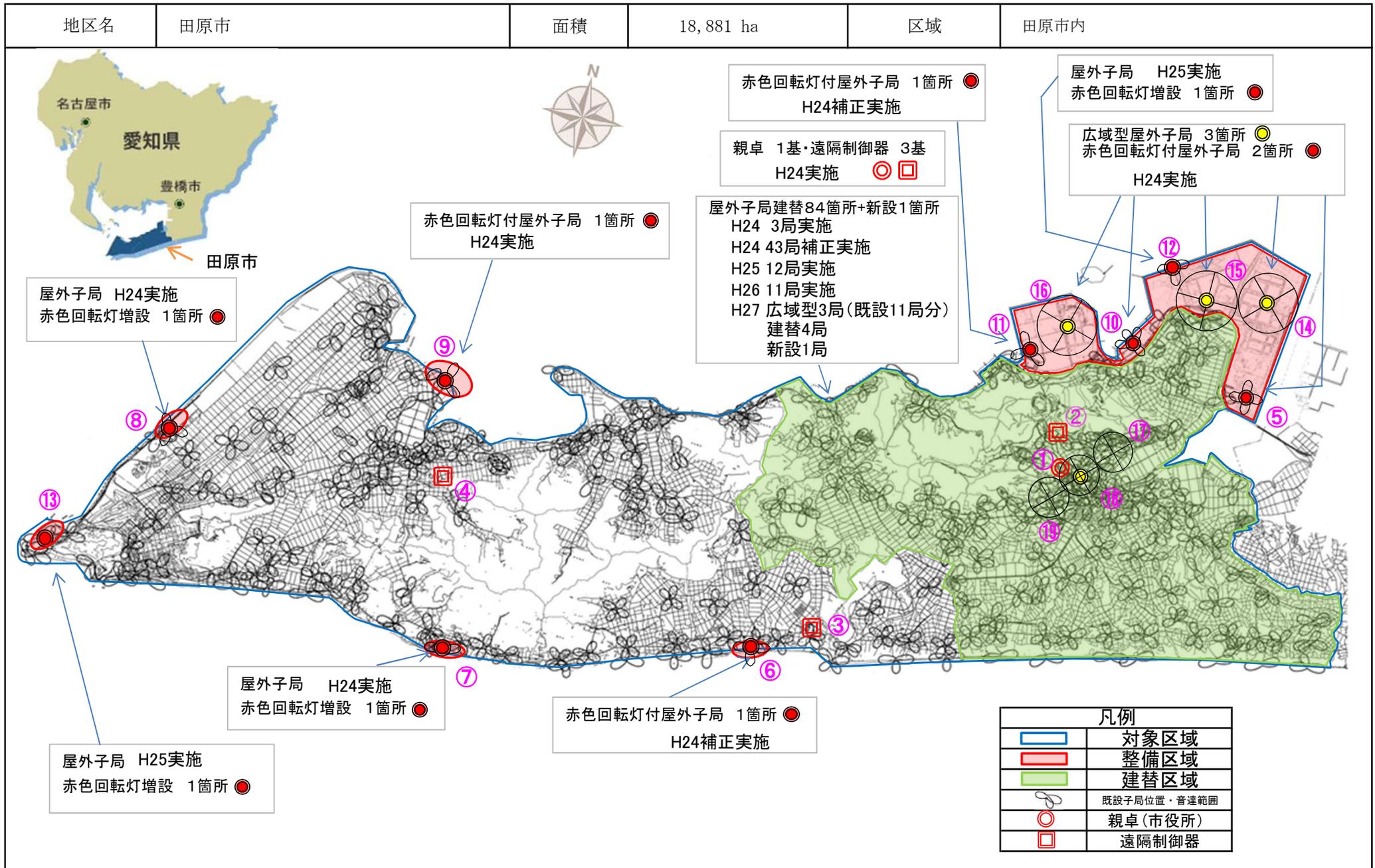
☐ 防災情報システム

番号	所在地
	防災センター 市役所
	防災カメラ 田原福祉センター
	NTTビル
	蔵王山展望台
	旧赤羽根老人福祉センター
	渥美支所
	伊良湖ビューホテル

● 河川水位・雨量監視システム

番号	所在地
1	二級河川新堀川
2	二級河川免々田川
3	二級河川天白川

(様式6) 現況図等



## 整備箇所

機器名	整備内容	数量	場 所	
親 卓	更新	1か所	① 田原市役所	H24実施
遠隔制御器	更新	3か所	② 消防署	H24実施
	更新		③ 赤羽根市民センター	H24実施
	更新		④ 渥美支所	H24実施
	更新		⑤ 臨海企業用地 田原2区	H24実施
赤色回転灯付屋外子局	新規	9か所	⑥ 赤羽根海岸	H24補正実施
	新規		⑦ 和地海岸	H24実施
	既設改修		⑧ 西ノ浜海岸	H24実施
	既設改修		⑨ 福江漁港	H24実施
	新規		⑩ 田原ふ頭	H24実施
	新規		⑪ 姫島漁港	H24補正実施
	既設改修		⑫ 緑が浜2号緑地(エコパーク)	H25実施
	既設改修		⑬ 伊良湖港湾観光センター	H25実施
	新規		⑭ 臨海企業用地 田原1区	H24実施
広域型屋外子局	新規	3か所	⑮ 臨海企業用地 田原1区	H24実施
	新規		⑯ 臨海企業用地 田原4区	H24実施
	新規		⑰ 四番組	H27実施予定
広域型屋外子局 (小型)	新規	3か所	⑱ 市役所	H27実施予定
	新規		⑲ 加治	H27実施予定
	新規			
屋外子局	建替	84か所	別紙一覧	

親卓

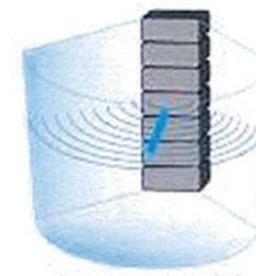


(既設)

赤色回転灯付屋外子局



広域型屋外子局



田原市防災行政無線屋外子局設置場所

子局番号	名称	設置場所又は常置場所	建設年月	摘要
No.1	西馬草	西馬草(大荒古)	S62.2	H24補正更新
No.2	東西馬草	馬草消防車庫	H24.2	
No.3	山ノ神	山ノ神農村公園	S62.2	H24更新
No.4	仁崎1	仁崎(前州)	S62.2	H24補正更新
No.5	仁崎2	仁崎公民館	S62.2	H24更新
No.6	今方	今方公民館	S62.2	H25更新
No.7	北海道	北海道集会所	S62.2	H25更新
No.8	保井	保井集会所	S62.2	H25更新
No.9	野田市場	野田市場集会所	S62.2	H25更新
No.10	雲明	雲明集会所	H23.2	
No.11	南1	南集会所	H24.2	
No.12	彦田1	彦田ゲートボール場	S62.2	H24補正更新
No.13	彦田2	彦田バス停前	H23.2	
No.14	芦1	芦集会所	S62.2	H25更新
No.15	芦2	芦(南台)	S62.2	H24補正更新
No.16	南2	ヘルツ畜産団地	H10.2	
No.17	大久保1	J A燃料センター南	S62.2	H24更新
No.18	大久保2	門前集会所	H24.2	
No.19	大久保3	田原南部市民館南	H23.2	
No.20	大久保4	経済連	S62.2	H24補正更新
No.21	大久保5	藤尾団地北	H5.12	H26更新
No.22	大久保6	大久保原組集会所	S62.2	H25更新
No.23	大久保7	黒河集会所	S63.11	H24補正更新
No.24	大久保8	極楽集会所	S63.11	H25更新
No.25	白谷1	白谷公民館	S62.2	H25更新
No.26	白谷2	白谷(中原)	S62.2	H24補正更新
No.27	白谷3	白谷交差点	S62.2	H24補正更新
No.28	片浜	片浜公民館	S62.2	H24補正更新
No.29	西浦	西浦(中畑)	H1.12	H24補正更新
No.30	波瀬	波瀬集会所	S62.2	H25更新
No.31	姫見台	姫見台公園	H7.3	H26更新
No.32	浦1	浦八幡社	H1.12	H26更新
No.33	浦2	北部保育園	S62.2	H24補正更新
No.34	浦3	西光院	H1.12	H26更新
No.35	浦4	原組集会所	H1.12	H24補正更新
No.36	浦5	浦(山北)	H23.2	
No.37	浦6	緑が浜公園野球場	S62.2	H24補正更新
No.38	吉胡1	吉胡集会所	S62.2	H24補正更新
No.39	吉胡2	吉胡台集会所	S62.2	H25更新
No.40	蔵王東	蔵王東ヶ丘集会所	H24.2	
No.41	蔵王南	蔵王団地公園	H5.12	
No.42	三番組	三番組集会所	H23.2	
No.43	四番組	四番組(五軒丁)	S62.2	
No.44	一番組	中部保育園	H1.12	
No.45	一番東	嶺山会館	H1.12	
No.46	萱町1	松下公共駐車場	H1.12	
No.47	萱町2	三河田原駅	H1.12	撤去予定
No.48	本町	本町交差点	H1.12	
No.49	新町	田原市役所	S62.2	
No.50	衣笠1	新清谷公園	S62.2	
No.51	衣笠2	田原市消防署	S63.11	
No.52	藤七原	藤七原集会所	H24.2	
No.53	鎌田	西鎌田集会所	S62.2	
No.54	八軒家1	稲荷山	S62.2	
No.55	八軒家2	八軒家公民館	S62.2	
No.56	加治1	取手地区	S63.11	
No.57	加治2	加治区自治会	S62.2	
No.58	加治3	向嶋地区	S63.11	H24補正更新
No.59	加治4	稲場球場駐車	S63.11	H24補正更新
No.60	加治5	加治(中恩中)	S63.11	H24補正更新
No.61	大草団地	大草団地	S62.2	H25更新
No.62	大草1	大西地区	S63.11	H24補正更新
No.63	大草2	半身地区(茶園)	S63.11	H24補正更新
No.64	大草3	半身地区(中半)	S63.11	H24補正更新
No.65	大草4	大草保育園東	S62.2	H24補正更新

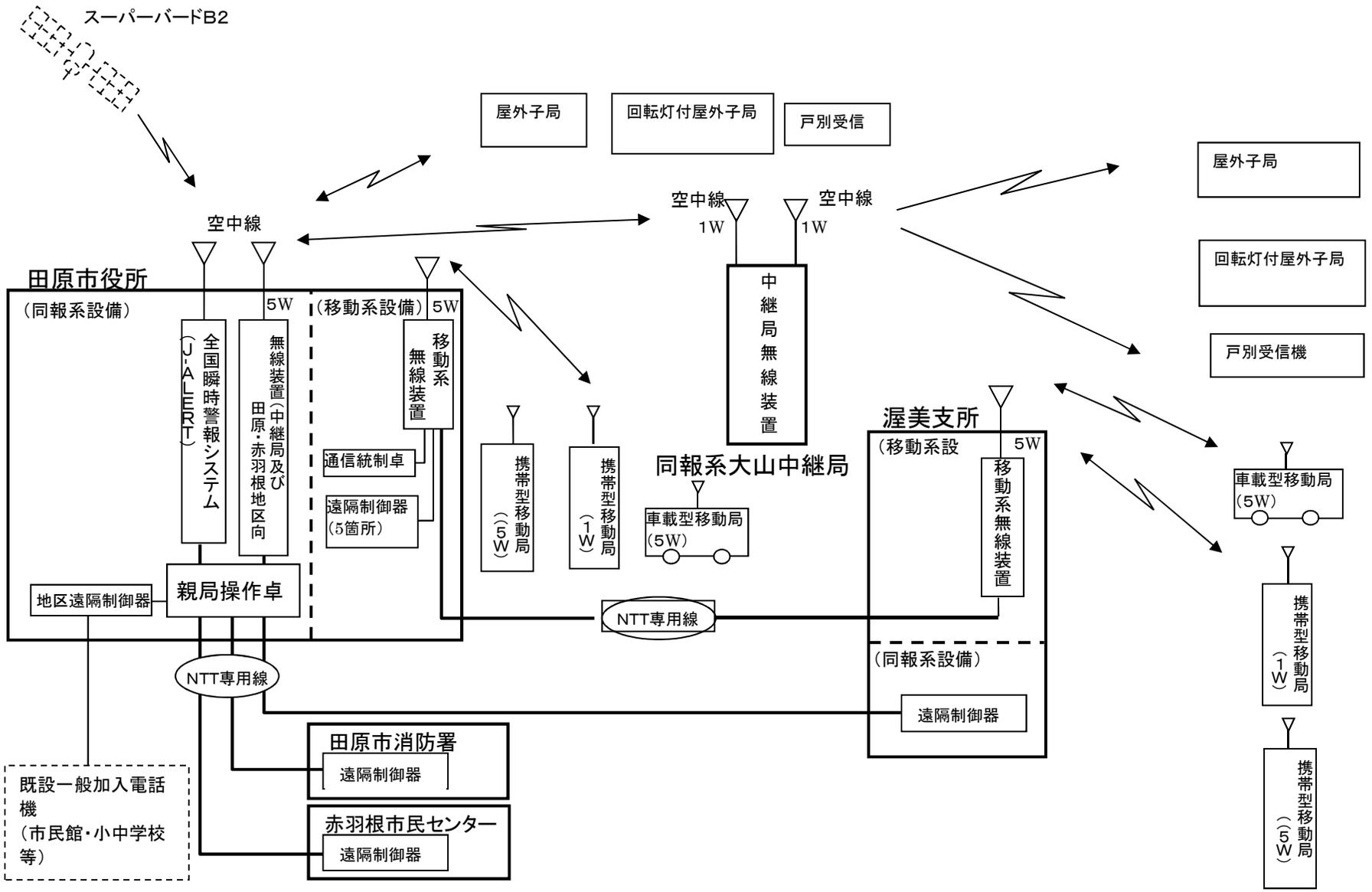
子局番号	名称	設置場所又は常置場所	建設年月	摘要
No.66	大草5	大草志田地区	S63.11	H24補正更新
No.67	新美	新美集会所	S63.11	H26更新
No.68	志田	志田神社	S63.11	H26更新
No.69	南町1	南町(本礼木)	S63.11	H24補正更新
No.70	南町2	南町農村公園	H24.2	
No.71	赤松	赤松集会所	S62.2	H24補正更新
No.72	希望ヶ丘	希望ヶ丘住宅	H24.2	
No.73	青津	青津集会所	S62.2	H26更新
No.74	神戸市場1	神戸(東山田)	S62.2	H24補正更新
No.75	谷ノ口	谷ノ口集会所	S63.9	H24補正更新
No.76	東ヶ谷	東ヶ谷農村公園西	H23.9	
No.77	神戸市場2	神戸市場運動公園	S62.2	H25更新
No.78	漆田一区	漆田一区集会所	S62.2	
No.79	漆田三区	漆田三区集会所	S62.2	H26更新
No.80	川岸	川岸集会所	S62.2	
No.81	豊島1	豊島(西新田)	H1.12	H26更新
No.82	豊島2	薬師集会所	H23.2	
No.83	豊島3	豊島(豊丘)	H1.12	H24補正更新
No.84	豊島4	J A東部支所	H24.2	
No.85	豊島5	豊島集会所	H1.12	H26更新
No.86	豊島6	神戸川西集会所	H1.12	H24補正更新
No.87	豊島7	豊島院内集会所	H1.12	H24補正更新
No.88	相川1	美里台集会所	H1.12	H24補正更新
No.89	谷熊1	谷熊農村公園	S62.2	H24補正更新
No.90	谷熊2	谷熊新田集会所	H23.2	
No.91	やぐま台	やぐま台集会所	S62.2	H24補正更新
No.92	相川2	相川集会所	H1.12	H24補正更新
No.93	百々1	旧田原リサイクルセンター	S62.2	H24補正更新
No.94	百々2	六連(一本木)	S63.11	H24補正更新
No.95	百々3	六連配水場	S63.11	H24補正更新
No.96	百々4	百々集会所	S63.11	H24補正更新
No.97	百々5	百々(新谷)	H23.11	
No.98	新浜	新浜公園	H5.12	H24補正更新
No.99	浜田1	J A六連支店	S62.2	H26更新
No.100	浜田2	東浜田出荷場	S63.11	H24補正更新
No.101	長上	長仙寺駐車場	S63.11	H24補正更新
No.102	久美原1	豊川ファームボンド	H23.11	
No.103	久美原2	久美原出荷場	S63.11	H24補正更新
No.104	津波1	久美原海岸	H14.12	回転灯付
No.105	津波2	百々海岸	H14.12	回転灯付
No.106	津波3	谷ノ口海岸	H14.12	回転灯付
No.107	津波4	大草海岸	H14.12	回転灯付
No.108	光崎	光崎集会所	H12.2	
No.109	赤石	田原福祉センター	H12.2	
No.110	相川3	相川(数原)	H13.1	
No.111	津波5	浜田海岸	H16.2	回転灯付
No.112	津波6	東ヶ谷海岸	H16.2	回転灯付
No.113	津波7	南町海岸	H16.2	回転灯付
No.114	芦3	サンデパルク	H16.4	
No.115	大久保9	南部保育園	H16.4	
No.116	川岸2	東大浜ボウ場	H16.4	
No.140	片西	片西	H17.2	
No.141	緑が浜	緑が浜2号緑地	H17.2	回転灯付
No.142	ほると台	ほると台	H17.2	
No.143	仁崎3	仁崎海水浴場	H10.9	回転灯付
No.144	白谷4	白谷海浜公園	H10.9	回転灯付
No.247		アイシンAW構	H25.3	
No.248		トヨタ自動車構	H25.3	
No.249		東京製鐵構	H25.3	
No.251		田原浄化センター	H25.3	回転灯付
No.252		田原ふ頭	H25.3	回転灯付
No.253		姫島漁港	H26.3	回転灯付
No.255				
No.117	高松1	新井構造改善センター	H10.9	
No.118	高松2	正法院南	H10.9	

子局番号	名称	設置場所又は常置場所	建設年月	摘要
No.119	高松3	高松町前後	H10.9	
No.120	高松4	法蔵寺南西	H10.9	
No.121	高松5	赤羽根文化広場東	H10.9	
No.122	高松6	瑪瑙寺	H10.9	
No.123	津波8	一色磯	H16.8	回転灯付
No.124	赤羽根東1	赤羽根分署東	H10.9	
No.125	赤羽根東2	J A赤羽根支店	H10.9	
No.126	赤羽根東3	青木池北西	H10.9	
No.127	赤羽根中1	旧 J A赤中支所	H10.9	
No.128	赤羽根中2	J Aフラワーステーション北	H10.9	
No.129	赤羽根中3	経済連漁業畜産実験農場北	H10.9	
No.130	赤羽根西1	赤羽根中学校南	H10.9	
No.131	赤羽根西2	蛇池南	H10.9	
No.132	津波9	赤羽根漁港東	H16.8	回転灯付
No.133	池尻1	旧 J A池尻支所	H10.9	
No.134	池尻2	池尻町赤岩	H10.9	
No.135	若見1	J A若見支所北	H10.9	
No.136	若見2	若見町力石	H10.9	
No.137	越戸1	東越戸	H10.9	
No.138	越戸2	旧 J A越戸支所	H10.9	
No.139	津波10	若見海岸	H16.8	回転灯付
No.243	高松8	新井海岸	H22.2	回転灯付
No.244	高松9	西脇海岸	H22.2	回転灯付
No.245	池尻3	池尻海岸	H22.2	回転灯付
No.246	越戸3	越戸海岸	H22.2	回転灯付
No.252		赤羽根海岸		回転灯付
No.145	宇津江1	宇津江集落センター	H9.12	
No.146	宇津江2	宇津江農村公園	H10.9	
No.147	江比間1	南琴寺	H9.12	
No.148	江比間2	成道寺	H10.9	
No.149	江比間3	江比間町林尻	H9.12	
No.150	江比間4	旧江比間公民館	H10.9	
No.151	江比間5	江比間町新田	H19.2	回転灯付
No.152	八王子1	J A八王子出荷場	H10.9	
No.153	八王子2	八王子町新宮	H18.1	
No.154	村松1	農業者担い手センター	H10.9	
No.155	村松2	村松町北郷中	H10.9	
No.156	村松3	村松町中ノ切	H18.1	
No.157	馬伏1	春日神社	H9.12	
No.158	馬伏2	馬伏町西瀬古	H18.1	
No.159	伊川津1	伊川津公民館	H10.9	
No.160	伊川津2	伊川津町山口	H9.12	
No.161	伊川津3	伊川津町前田	H10.9	
No.162	石神1	石神公民館	H10.9	
No.163	石神2	石神町西原	H9.12	
No.164	石神3	石神町泉	H9.12	
No.165	夕陽が浜	夕陽が浜	H10.9	
No.166	山田1	山田公民館東	H10.9	
No.167	山田2	山田町八幡前	H10.9	
No.168	高木1	高木公民館	H10.9	
No.169	高木2	高木町大山	H10.9	
No.170	折立	折立町折立	H9.12	
No.171	折立2	折立町蔵道上	H10.9	
No.172	古田1	薬師寺	H9.12	
No.173	古田2	旧清田漁協	H10.9	回転灯付
No.174	福江1	福江小学校	H9.12	
No.175	福江2	J A本店	H10.9	
No.176	福江3	福江第2公民館	H9.12	
No.177	福江4	福江市民館	H10.9	
No.178	長沢	八幡社前	H10.9	
No.179	保美1	サールK保美店	H10.9	
No.180	保美2	保美町仲新古	H9.12	
No.181	保美3	保美町西武者詰	H10.9	
No.182	保美4	保美町丸池	H10.9	
No.183	保美5	保美町段土	H10.9	

子局番号	名称	設置場所又は常置場所	建設年月	摘要
No.184	保美6	ゲートボール場	H9.12	
No.185	向新1	福江町上ノ山	H9.12	
No.186	向新2	福江町広畑	H10.9	
No.187	向新3	向山第2揚水機場	H10.9	
No.188	中山1	中山町寺脇	H10.9	
No.189	中山2	中山市民館	H10.9	
No.190	中山3	中原宅	H9.12	
No.191	中山4	中山町小森	H10.9	
No.192	兼原	中山町兼原郷	H10.9	
No.193	惣ノ	中山町茶園	H10.9	
No.194	松浜	中山町松浜郷	H9.12	
No.195	小中山1	六所神社	H9.12	
No.196	小中山2	医王寺前	H10.9	回転灯付
No.197	小中山3	田戸神社	H10.9	
No.198	小中山4	小中山町水門上	H9.12	
No.199	小中山5	小中山保育園	H10.9	
No.200	小中山6	小中山町立馬崎	H10.9	
No.201	亀山1	亀山町起	H10.9	
No.202	亀山2	亀山町五斗山	H9.12	
No.203	亀山3	J A出荷場	H10.9	
No.204	西山1	西山公民館	H10.9	
No.205	西山2	西山町福地	H9.12	
No.206	西山3	西山町小松原	H10.9	
No.207	西山4	西山町砂原	H10.9	
No.208	西山5	西山町大平	H10.9	
No.209	西山6	西ノ浜海浜の森	H9.12	回転灯付
No.210	伊良湖1	伊良湖市民館	H9.12	
No.211	伊良湖2	伊良湖町渡川	H9.12	
No.212	伊良湖3	伊良湖町宮下	H19.2	回転灯付
No.213	伊良湖4	伊良湖港観光センター	H9.12	回転灯付
No.214	伊良湖5	伊良湖町古山	H19.2	回転灯付
No.215	伊良湖5-1	伊良湖町台東	H18.1	
No.216	伊良湖6	伊良湖町恋路浦	H16.1	回転灯付
No.217	日出1	日出町瀬古	H9.12	
No.218	日出2	日出町丸山	H18.1	
No.219	日出3	日出駐車場	H10.9	
No.220	日出4	日出海岸	H16.1	回転灯付
No.221	堀切1	J A伊良湖支所	H9.12	
No.222	堀切2	元堀切保育園	H9.12	
No.223	堀切3	堀切町仲浜畑	H18.1	
No.224	堀切4	堀切町島屋道	H9.12	
No.225	堀切5	永田揚水機場	H9.12	
No.226	堀切6	堀切町元畑	H9.12	
No.227	堀切7	堀切市民館	H9.12	
No.228	堀切8	堀切海岸	H16.1	回転灯付
No.229	小塩津1	小塩津集落センター	H9.12	
No.230	小塩津2	小塩津町大切	H10.9	
No.231	小塩津3	和地町郷田	H9.12	
No.232	小塩津4	小塩津海岸	H16.1	回転灯付
No.233	一色	一色公民館	H9.12	
No.234	川尻	和地町川尻	H10.9	
No.235	和地1	和地町下大道	H9.12	
No.236	和地2	和地町野丹場	H9.12	
No.237	和地3	和地揚水機場南西	H9.12	
No.238	和地4	和地町西本村	H9.12	回転灯付
No.239	土田1	和地町下中嶋	H9.12	
No.240	土田2	和地町上鮎川	H9.12	
No.241	伊川津4	伊川津漁港	H19.2	回転灯付
No.242	宇津江3	宇津江海岸	H20.3	回転灯付
No.251		福江漁港	H25.3	回転灯付

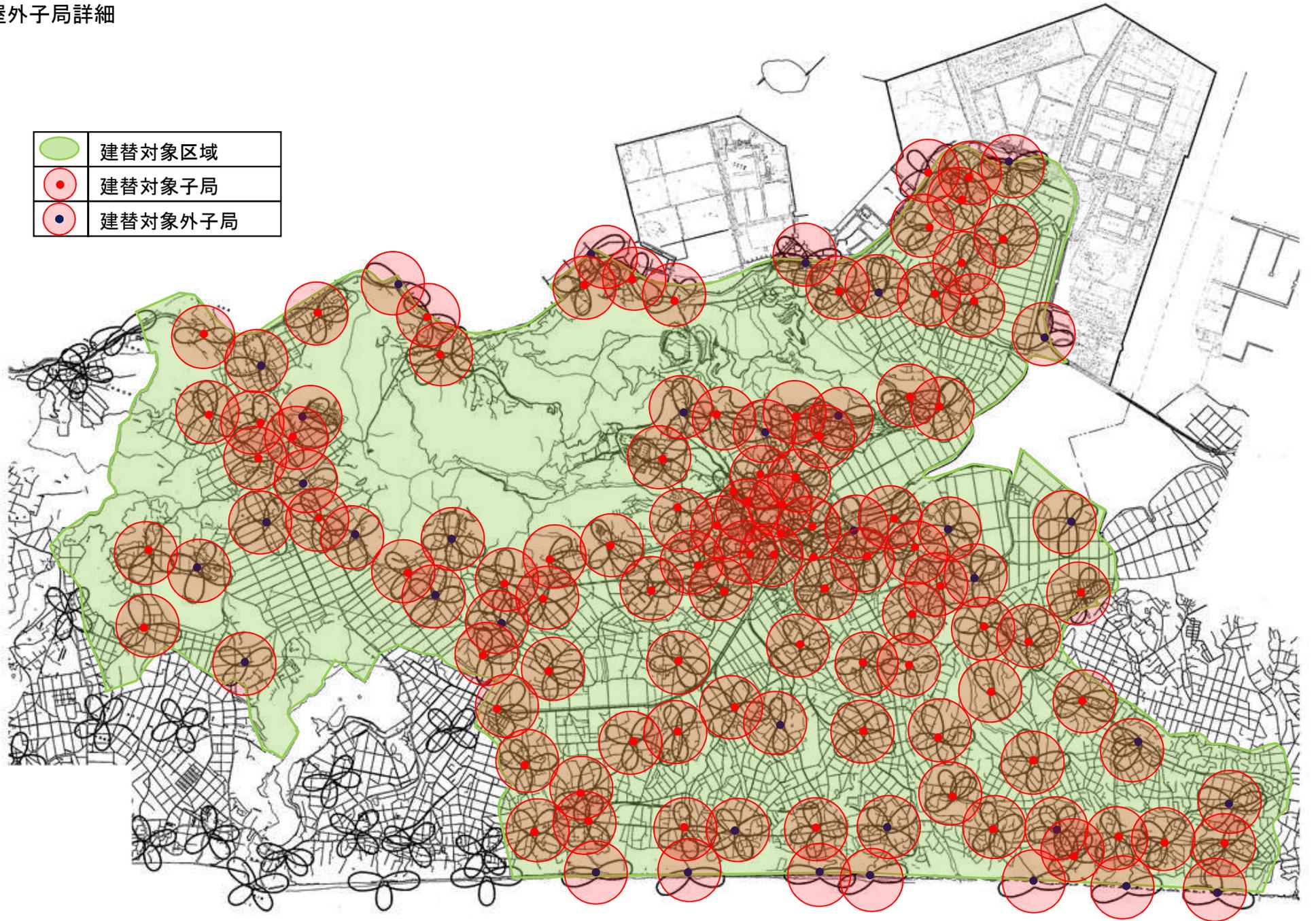
 建替対象屋外子局  
 赤色回転灯新設(増設)

# 田原市防災行政無線系統図(同報系・移動系)



# 建替屋外子局詳細

	建替対象区域
	建替対象子局
	建替対象外子局





(様式6) 現況図等



1-A-2 公園(避難場所)整備

【整備案】



照明灯(ソーラー)



収納ベンチ



かまどベンチ



防災備蓄倉庫

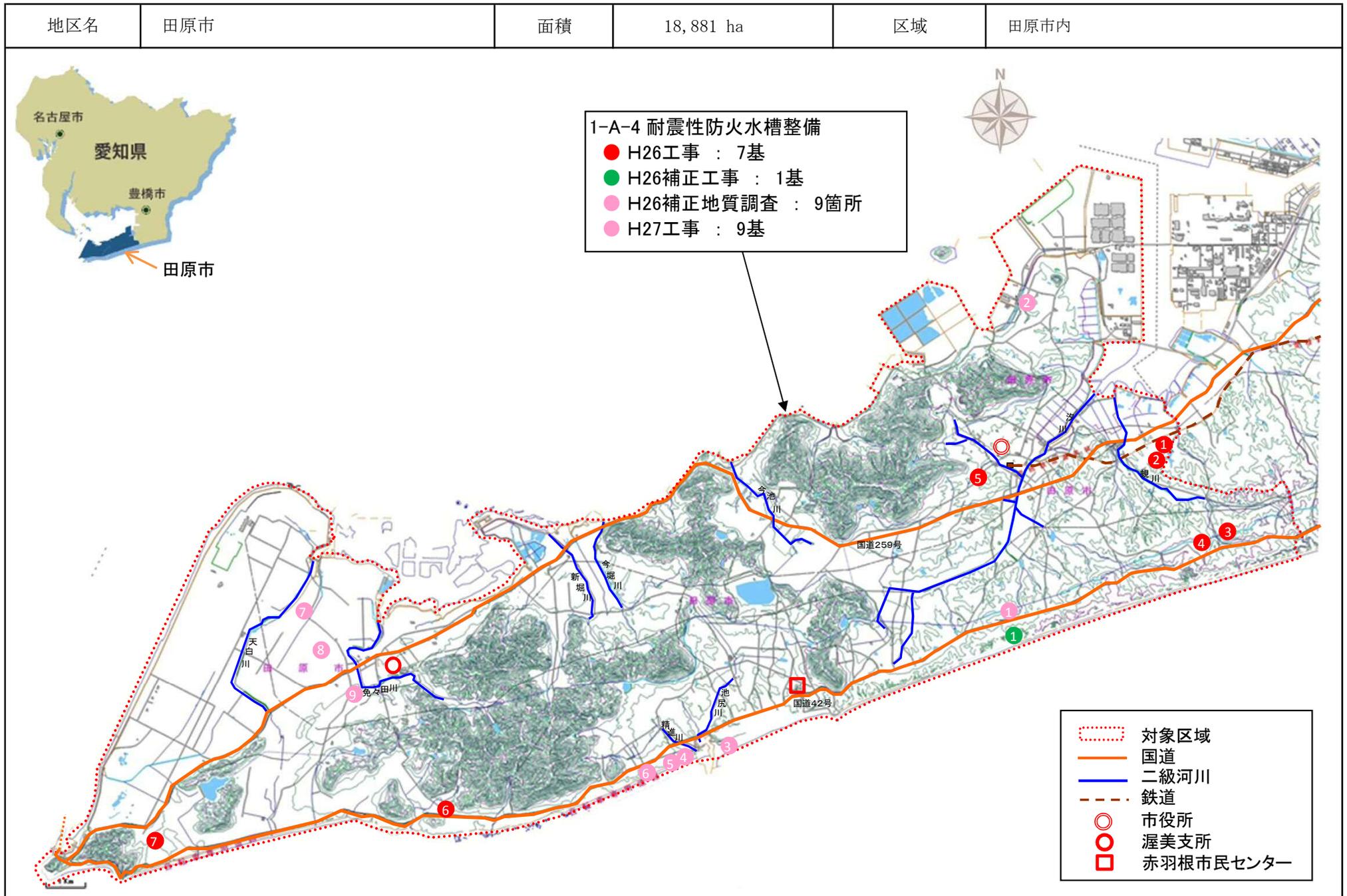


(様式6) 現況図等





(様式6) 現況図等



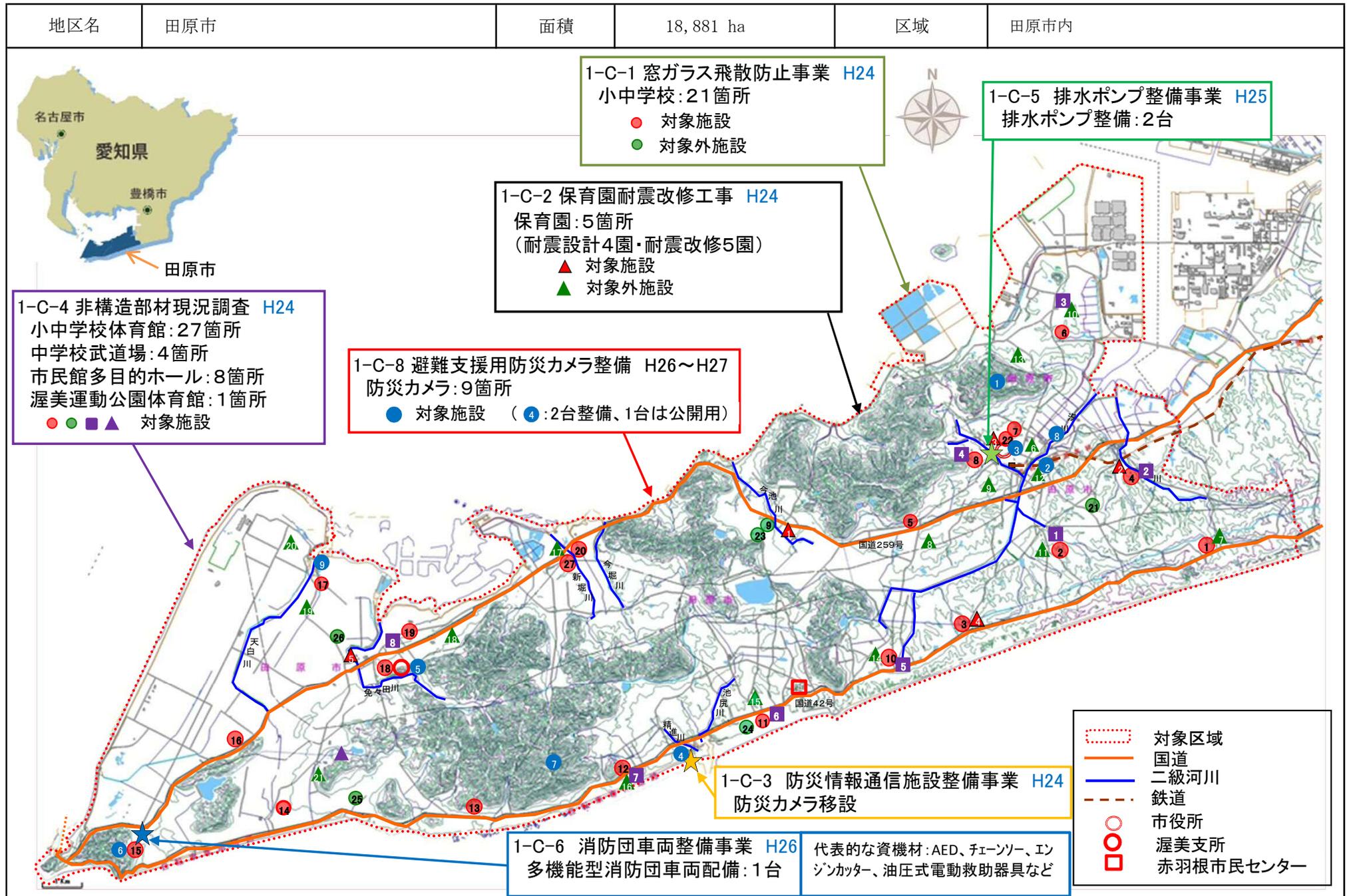
### 1-A-4 耐震性防火水槽整備事業

番号	●●●	施行年度	消防団区域	場所
1	●	H26	東部	やぐま台地内
2	●	H26	東部	やぐま台地内
3	●	H26	東部	六連地内
4	●	H26	東部	六連地内
5	●	H26	南部	加治町地内
6	●	H26	伊良湖岬	和地町地内
7	●	H26	伊良湖岬	日出町地内
8	●	H27	神戸	南神戸町地内
9	●	H27	神戸	南神戸町地内
10	●	H27	童浦	片浜町地内
11	●	H27	赤羽根	赤羽根地内
12	●	H27	赤羽根	池尻町地内
13	●	H27	赤羽根	若見町地内
14	●	H27	赤羽根	若見町地内
15	●	H27	福江	中山町地内
16	●	H27	福江	中山町地内
17	●	H27	福江	保美町地内

管内消防団分団区域及び車両配置図



(様式6) 現況図等



## 1-C-1窓ガラス飛散防止事業

番号		学校名	備考
①	避難所	六連小学校	H24補正実施
②	避難所	神戸小学校	H24実施済
③	避難所	大草小学校	H24補正実施
④	避難所	田原東部小学校	H24補正実施
⑤	—	田原南部小学校	H24補正実施
⑥	避難所	童浦小学校	H24実施済
⑦	避難所	田原中部小学校	H24補正実施
⑧	避難所	衣笠小学校	H24補正実施
⑨	避難所	野田小学校	建替予定
⑩	避難所	高松小学校	H24補正実施
⑪	—	赤羽根小学校	H24補正実施
⑫	—	若戸小学校	H24実施済
⑬	—	和地小学校	H24補正実施
⑭	—	堀切小学校	H24補正実施
⑮	避難所	伊良湖小学校	H24補正実施
⑯	避難所	亀山小学校	H24実施済
⑰	避難所	中山小学校	H24補正実施
⑱	避難所	福江小学校	H24補正実施
⑲	避難所	清田小学校	H24補正実施
⑳	避難所	泉小学校	H24実施済
㉑	避難所	東部中学校	実施済
㉒	避難所	田原中学校	H24補正実施
㉓	避難所	野田中学校	実施済
㉔	避難所	赤羽根中学校	実施済
㉕	避難所	伊良湖岬中学校	実施済
㉖	避難所	福江中学校	実施済
㉗	—	泉中学校	H24補正実施

## 1-C-2保育園の耐震診断及び耐震改修

番号		保育園名	備考
①		野田保育園	耐震改修
②		東部保育園	耐震設計+耐震改修
③		中部保育園	耐震設計+耐震改修
④		大草保育園	耐震設計+耐震改修
⑤		福江保育園	耐震設計+耐震改修
⑥		第一保育園	耐震化済
⑦		六連保育園	耐震化済
⑧	避難所	南部保育園	耐震化済
⑨		加治保育園	耐震化済
⑩	避難所	北部保育園	耐震化済
⑪		神戸保育園	耐震化済
⑫		漆田保育園	耐震化済
⑬		山北保育園	耐震化済
⑭		高松保育園	耐震化済
⑮		赤羽根保育園	耐震化済
⑯		若戸保育園	耐震化済
⑰		泉保育園	耐震化済
⑱		清田保育園	耐震化済
⑲		中山保育園	耐震化済
⑳		小中山保育園	耐震化済
㉑		伊良湖岬保育園	耐震化済

H24改修済

H24設計済・H24補正改修

H24設計済・H24補正改修

H24設計済・H24補正改修

H24設計済・H24補正改修

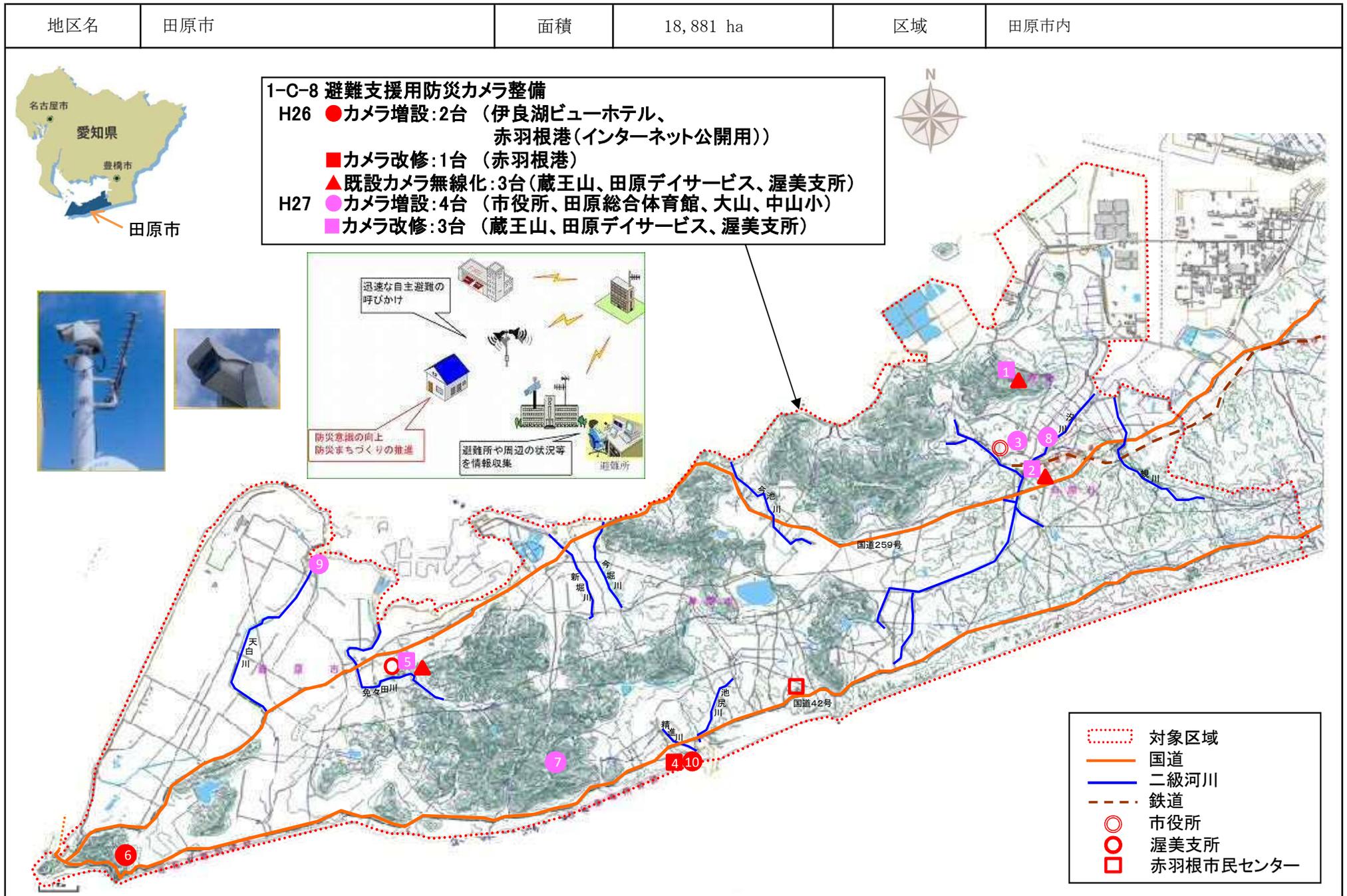
1-C-4非構造部材現況調査

番号		学校名	備考
①	避難所	六連小学校	体育館
②	避難所	神戸小学校	体育館
③	避難所	大草小学校	体育館
④	避難所	田原東部小学校	体育館
⑤	—	田原南部小学校	体育館
⑥	避難所	童浦小学校	体育館
⑦	避難所	田原中部小学校	体育館
⑧	避難所	衣笠小学校	体育館
⑨	避難所	野田小学校	体育館
⑩	避難所	高松小学校	体育館
⑪	—	赤羽根小学校	体育館
⑫	—	若戸小学校	体育館
⑬	—	和地小学校	体育館
⑭	—	堀切小学校	体育館
⑮	避難所	伊良湖小学校	体育館
⑯	避難所	亀山小学校	体育館
⑰	避難所	中山小学校	体育館
⑱	避難所	福江小学校	体育館
⑲	避難所	清田小学校	体育館
⑳	避難所	泉小学校	体育館
㉑	避難所	東部中学校	体育館 + 武道場
㉒	避難所	田原中学校	体育館 + 武道場
㉓	避難所	野田中学校	体育館 + 武道場
㉔	避難所	赤羽根中学校	体育館 + 武道場
㉕	避難所	伊良湖岬中学校	体育館
㉖	避難所	福江中学校	体育館
㉗	—	泉中学校	体育館

番号		市民館名	備考
1	避難所	神戸市民館	多目的ホール
2	避難所	田原東部市民館	多目的ホール
3	避難所	童浦市民館	多目的ホール
4	—	衣笠市民館	多目的ホール
5	—	高松市民館	多目的ホール
6	—	赤羽根市民館	多目的ホール
7	避難所	若戸市民館	多目的ホール
8	—	福江市民館	多目的ホール
▲	避難所	渥美運動公園	体育館



(様式6) 現況図等



# 防災カメラシステム 整備イメージ図

## 【カメラ設置場所】

### 〈現行〉

- ① 蔵王山展望台
- ② 田原デイサービス
- ③ NTT田原ビル
- ④ 赤羽根港
- ⑤ 渥美支所庁舎
- ⑥ 伊良湖ビューホテル (NHK)

### 〈整備後〉

- ① 蔵王山展望台
- ② 田原デイサービス
- ③ 市役所庁舎
- ④ 赤羽根港
- ⑤ 渥美支所庁舎
- ⑥ 伊良湖ビューホテル
- ⑦ 大山
- ⑧ 田原総合体育館
- ⑨ 中山小校舎
- ⑩ 赤羽根港 (インターネット配信用)

## 【無線化】

### 〈5GHz帯〉

- 大山中継局 ⇔ 伊良湖ビューホテル
- 大山中継局 ⇔ 中山小校舎
- 大山中継局 ⇔ 市役所庁舎

### 〈25GHz帯〉

- 大山中継局 ⇔ 赤羽根港
- 大山中継局 ⇔ 渥美支所庁舎
- 市役所庁舎 ⇔ 蔵王山展望台
- 市役所庁舎 ⇔ デイサービスセンター
- 市役所庁舎 ⇔ 田原総合体育館



# 田原市地域防災計画

(抜粋)

風水害等災害対策編

【水防計画】

— 地震災害対策編 —

津波災害対策編

【津波避難計画】

原子力災害対策編

(平成26年12月修正)

田原市防災会議

## 第1編 総 則

第1章	計画の目的・方針等	1
第2章	本市の概況	4
第3章	予想される地震災害等	6
第4章	防災・減災目標と基本的施策	9
第5章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	22

## 第2編 災害予防

第1章	防災協働社会の形成	34
第2章	建築物等の安全化	42
第3章	都市の防災化	64
第4章	孤立対策	68
第5章	地盤災害の予防	70
第6章	防災施設等の整備	74
第7章	避難者・要配慮者対策	78
第8章	火災予防・危険性物質の防災対策	89
第9章	水害予防対策	93
第10章	津波災害対策	99
第11章	事故・火災等予防対策	112
第12章	広域応援体制の整備	119
第13章	防災訓練及び防災意識の向上	121
第14章	震災等に関する調査研究の推進	129

## 第3編 災害応急対策

第1章	活動態勢（組織の動員配備）	131
第2章	災害救助法の適用	140
第3章	公用負担	143
第4章	応援協力・派遣要請	145
第5章	労務供給対策	160
第6章	通信態勢の確立	162
第7章	情報の収集・伝達	169
第8章	災害広報対策	193
第9章	障害物除去対策	195
第10章	救出・救助対策	198
第11章	交通規制・緊急輸送対策	203
第12章	水防対策（水防計画）	212

## 第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1節 実施責任

#### 第1 市

市は、法の基本理念にのっとり市の区域並びに住民の生命、身体及び財産を地震、津波、その他の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、愛知県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 第2 県

県は、法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震、津波、その他の災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

#### 第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法の基本理念にのっとり市の区域並びに住民の生命、身体及び財産を地震、津波、その他の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には、応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 第1 市

機関名	内 容
田原市	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。)を行う。 (4) 避難場所・避難所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。 (6) 避難の勧告及び指示を行う。

	<p>(7) 被災者の救助を行う。  (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。  (9) 消防活動及び浸水対策活動（水防活動を含む。）を行う。  (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。  (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。  (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。  (13) 消防、浸水対策（水防活動を含む。）、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。  (14) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。  (15) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。  (16) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。  (17) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。  (18) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。  (19) 被災建築物・宅地の応急危険度判定等を行う。  (20) 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p>
--	--

## 第2 県

機関名	内 容
愛知県	<p>(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。  (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。  (3) 避難場所・避難所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。  (4) 地震防災応急対策について、市長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。  (5) 避難の勧告、指示を代行することができる。  (6) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。  (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。  (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。  (9) 市の実施する消防活動及び浸水対策活動（水防管理団体の実施する水防活動を含む。）に対する指示及び調整を行う。  (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。  (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧を行う。  (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。  (13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。  (14) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。  (15) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。  (16) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。  (17) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。  (18) 自衛隊の災害派遣要請を行う。  (19) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。  (20) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。  (21) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。  (22) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用すると</p>

## 第2章 建築物等の安全化

### ○ 基本方針

現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。

地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。

大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、風水害等を始め、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

### 第1節 建築物の耐震推進

#### 第1 市（都市建設部）及び県

##### (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

##### (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。

#### 第2 耐震改修促進計画

##### (1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

##### (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、同法に基づき指定した、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために優先的に耐震化を取組むべき避難路の沿道建築物の耐震性向上について、特に推進するために、その対象路線を指定し、耐震診断の結果報告の期限を定めることとする。

##### (3) 市は、県の行う学校、病院、大規模小売店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対する耐震診断及び耐震改修の実施の普及・啓発について、支援を行うものとする。

#### 第3 公共建築物の耐震性の確保・向上

##### (1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、市が保有する次の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。

#### ア 防災上重要な建築物

(ア) 災害時の復旧活動指示、制御等防災業務の中核を担う建築物

(イ) 被災者の避難所となる学校、保育園、市民館等の建築物

(ウ) 被災者の緊急救護所の施設となる、病院、学校等の建築物

#### イ 防災上重要な建築物に対する対応

(ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保

(イ) 既存建築物の耐震化整備計画の策定

(ウ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進

#### (2) その他の市が保有する建築物の耐震性の確保

その他の市が保有する建築物のうち耐震性の不足するものの耐震改修

### 第4 一般建築物の耐震性の向上促進

#### (1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進

市は、旧基準住宅（昭和56年5月以前着工）を対象に、耐震改修促進事業に県の助成を受け、旧基準住宅の耐震診断の実施及び耐震改修の促進を図るものとする。

#### (2) 民間住宅の減災化施策の促進

市は、旧基準木造住宅（昭和56年5月以前着工）を対象に、減災化促進に関する補助事業に県の助成を受け、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。

#### (3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市は、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を行い、その対策を講じていただくように努めるものとする。

なお、市は、民間の特定既存耐震不適合建築物、防災上重要な建築物及び県又は市が耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対する耐震診断費補助事業に県の助成を受け、耐震診断の促進を図るものとする。

また、耐震改修促進法に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市の耐震改修費補助事業に県の助成を受け、耐震改修の促進を図るものとする。

県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努める。また、県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会による災害軽減システムの研究成果等、有効な耐震改修の技術的事項の情報を広く普及することに努めるものとする。

#### (4) 住宅等地震対策普及啓発の推進

市は、木住宅等の地震に対する知識を広めるため、県作成の建物等のわかりやすい補強方法等を記したパンフレット・リーフレット等を市民に配布するなど地震対策知識の普及に努めるものとする。

#### (5) その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえ、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推

(5) 復旧体制の確立

被災時には、職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。

(6) 民間団体の協力

県は、県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し被災後に被災状況調査(管内テレビカメラ調査)を実施する。

## 2 風水害対策

下水道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

災害対策用資機材を平時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

## 第10 通信施設（通信事業者）

### 1 地震災害対策

(1) 電気通信

ア 西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

(ア) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防水対策

- a 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備
- b 防水扉・防潮板の設置
- c 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止
- d 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

(ウ) 通信網の整備

- a 伝送路の多ルート化
- b 大都市における洞道網の建設促進及び整備

(エ) 各種災害対策機器の整備

- a 孤立防止用衛星電話機の配備
- b 可搬型無線機の配備
- c 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
- d 舟艇の配備
- e 防災用資機材の配備

(オ) 防災に関する訓練

- a 災害予報及び警報伝達の訓練
- b 災害時における通信の疎通訓練
- c 設備の災害応急復旧訓練
- d 社員の非常呼集の訓練

(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し

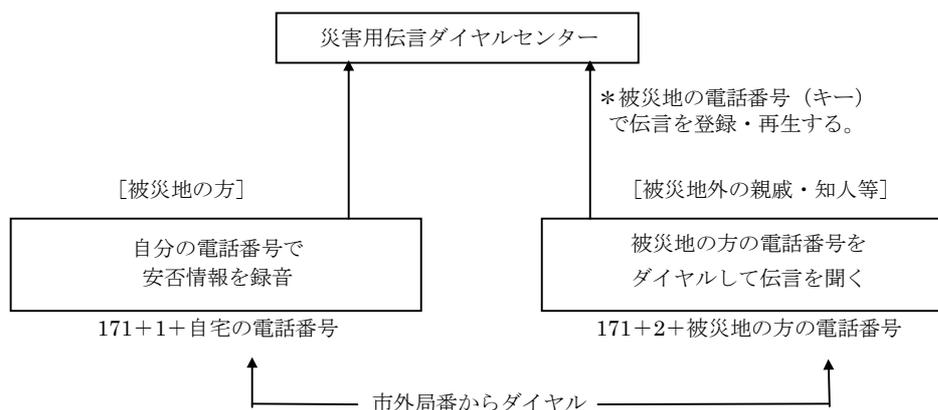
蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

(キ) 災害用伝言ダイヤルの活用

災害用伝言ダイヤルは、災害用伝言ダイヤルセンターを経由して行うことにより、輻輳を緩和するサービスだが、震度6弱以上の地震が発生した場合は直ちに、また警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。

(ク) 災害用ブロードバンド伝言板の活用

インターネットを利用して安否確認を行う災害用ブロードバンド伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。



項目	内容
伝言の録音、再生が可能な電話番号(キー)	被災地を中心とした生活圏のNTT一般電話番号(市外局番を含む。また、災害時にNTTが県単位に指定する。)
利用可能電話	NTTの一般電話(プッシュ式、ダイヤル式) 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット(オフセット通話利用時間) 携帯電話、PHS(一部事業者を除く)
伝言蓄積数 伝言録音時間	1電話番号当たり1~10伝言 1伝言30秒以内
伝言の保存時間	登録後2日間(48時間)
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
利用料金	発信地~被災地電話番号間の通話料(登録、再生とも必要)
暗証番号付き伝言	4桁の暗証番号(録音:171+3+暗証番号、再生:171+4+暗証番号)

イ 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

(ア) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防水対策

- a 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
- b 防水扉・防潮板の設置

(ウ) 通信網の整備

- a 伝送路の多ルート化
- b 重要通信センターの分散化

(エ) 各種災害対策機器の配備

- a 移動無線基地局（中継函タイプ含む）車の配備
- b 移動電源車の配備
- c 22G マイクロエントランスの配備
- d サービスカーの配備

(オ) 防災に関する訓練

- a 災害予報及び警報伝達の訓練
- b 災害時における通信の疎通訓練
- c 設備の災害応急復旧訓練
- d 社員の非常呼集の訓練

(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し

従来の震度6に耐えうる蓄電池、発電装置系の耐震対策を震度7に強化

(キ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

衛星回線による基地局伝送路の検討

(ク) iモード災害用伝言板サービス

株式会社NTTドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、iモード災害用伝言板サービスを運用する。

iモード災害用伝言板サービスとは、災害時に被災者の安否確認等による電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚・知人が直接被災者へ電話せず、iモードセンタを通して、メール通信により被災者等の安否確認を行うものである。(利用料金は無料)

機 能	内 容
運用条件	震度6弱以上の地震など、大規模な災害が発生した場合
メッセージ登録可能エリア	災害が発生した地域 ※登録可能エリアの詳細については「災害用伝言板」より確認が可能
メッセージ登録可能件数	1 携帯電話番号あたり10件 ※10件を超えるメッセージは、古いものから順次上書き
メッセージ登録内容	・状態(日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択、複数選択可) 日本語版:「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」 英語版:「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」 ・コメント(全角100(半角200)文字以内) ※コメントのみのご利用も可能。また一度に状態とコメントの両方の登録も可能

メッセージ保存期間	1つの災害でのサービスを終了するまで
メッセージの登録方法	① iモードは「iMenu」、spモードは「ドコモマーケット」の「iMenu」各トップに表示される「災害用伝言板」を選択 ② 「災害用伝言板」の中の「安否の登録」を選択 ③ 現在の状態について「無事です。」などの4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入力 ④ 「登録」を押すと、伝言板への登録が完了
携帯電話番号でのメッセージの確認方法	① iモードは「iMenu」、spモードは「ドコモマーケット」の「iMenu」のトップに表示される「災害用伝言板」を選択 ② 「災害用伝言板」の中の「安否の確認」を選択 ③ 安否を確認したい人の携帯電話番号を入力して検索ボタンを押す ④ メッセージを選択し、登録されている状態とコメントを確認
他社契約携帯電話番号で、登録されているメッセージの確認方法	ドコモ以外の携帯電話番号でも検索し、該当の事業者（A社）の災害用伝言板へのリンクを表示
メッセージ確認可能エリア	全国のiモード及びspモード利用可能エリア ※ドコモ以外の携帯電話やPHS、またはパソコンなどからもメッセージの確認が可能
登録お知らせメール	メッセージを登録したことをお知らせする相手を設定することが可能 ・iモード及びspモードメールアドレス ・インターネットメールアドレス ・ドコモ以外の携帯電話及びPHSのメールアドレス など ※ファミリー割引グループであれば、事前登録は不要 (参考) 一度に送信可能な「登録お知らせメール」件数について ・事前登録アドレス：最大5件 ・ファミリー割引グループ：最大9件 ・メール送信希望者：最大20件
登録お願いメール	安否を確認したい相手にメッセージの登録依頼が可能

#### ウ KDDI 株式会社

KDDI 株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

##### (ア) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

##### (イ) 防火対策

- a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- b 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施

##### (ウ) 通信網の整備

- a 国際伝送路の多ルート化
- b 国内外代替伝送路の確保

##### (エ) 防災に関する訓練

- a 災害予報及び警報伝達の訓練
- b 災害時における通信の疎通訓練
- c 国際通信設備等の応急復旧訓練
- d 社員の非常参集訓練

- (o) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
  - a 国際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討
  - b 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討
  - c 可搬型国際電話ブース配備の検討
- (k) 緊急連絡手段確保対策
  - a 緊急社員呼出しシステム導入の検討
  - b アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討
- (キ) 緊急輸送対策
 

委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルート of 整備
- (ク) KDDI では、震度6弱以上の地震など災害時に、家族・親類・知人などとの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する。(利用料金は無料)

機能		内容	
伝言板	基本	安否情報の登録・削除・確認、その他(サービス概要、お問合せなど)	
	安否情報の登録	登録方法	EZweb→トップメニュー→災害用伝言板→登録
		被災状況	「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択(英語版の利用も可能)
		コメント入力	全角100文字まで
		保存期間	1つの災害で災害用伝言板サービスを終了するまで
登録可能件数	10件/1電話番号		
安否情報登録利用地域	被災地域を担当している営業エリア及びその周辺(登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。)		
お知らせメール	伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能		
	設定宛先件数	5件	
	送信者アドレス	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス	
	メール内容	安否情報を登録した携帯電話の電話番号 安否情報が登録された旨をお知らせする内容 伝言板へアクセスするためのリンク	
安否情報確認	地域制限なく、全ての携帯電話・PHSの電話番号で検索可能 EZweb→トップメニュー→災害用伝言板→確認→安否情報を確認したい相手の携帯電話番号を入力し「検索する」を押す。		
	au携帯電話番号以外からは「iモード災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ワイコム災害用伝言板」のリンクを表示		

## (2) 専用通信

災害時の情報連絡手段として、無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。現在、県、市、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されているこれら専用通信の確保については、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

### ア 耐震性の強化

局舎、装置等について、耐震性の強化に努める。

### イ 伝送路の強化

通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の早急な設置を促進する。

## ウ 装置、器材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に備える。

### エ 定期的な点検の実施

常時使用可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。

### オ 防災訓練等の実施

通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

### カ 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の開設

県は、内閣総理大臣官邸や内閣府、国の非常災害対策本部と県災害対策本部長や災害対策本部との間に、中央防災無線ネットワークを活用して開設した緊急連絡用回線（ホットライン）により、国との情報の収集伝達体制を充実強化する。

### キ 移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用に努めるものとする。

## (3) 各種通信対策

### ア 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局を利用する。（一般的に、同一免許人間でのみ利用が可能で、他の免許人と通信することはできないが、防災相互通信無線は、他免許人との通信ができる。）

### イ 放送

放送は、非常災害時における住民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため次のような対策の推進に努めるものとする。

(ア) 送信所の建物、構築物の耐震力の強化を図る。

(イ) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。

(ウ) 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。

(エ) 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。

(オ) 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。

### ウ 非常通信

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じる。

(ア) 非常通信協議会の拡充強化

(イ) 非常通信訓練の実施

(ウ) 非常通信訓練の総点検

### エ 携帯電話の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を

## 第6章 防災施設等の整備

### ○ 基本方針

地震災害又は風水害等発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材を事前に整備しておくとともに、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させる必要がある。

### 第1節 防災施設及び災害対策用資機材等の整備

#### 第1 市（消防本部、都市建設部）、県及び防災関係機関

##### (1) 防災施設等の整備

地震災害又は風水害等発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るよう努めるものとする。併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

##### (2) 防災用拠点施設の整備促進

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

##### (3) 防災中枢機能の充実

保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

##### (4) 浸水対策用資器材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい、土のう、スコップ、カケヤ等の防災資器材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

##### (5) 地震計等観測機器の維持・管理

市及び県は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

##### (6) 防災カメラシステムの整備強化

市は、災害時の情報収集体制の強化及び避難支援のため、防災カメラシステムの無線化等の整備強化に努めるものとする。

##### (7) 緊急地震速報の伝達体制整備

市及び県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

##### (8) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、市役所及び各小中学校の屋上に番号を表示し、ヘリコプターからの災害応急活動

の効率化を図る。また、県は、県庁及び東三河総局・県民事務所の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

(9) 市消防施設等の整備促進

市は、消防・救急に係る消防施設及び資機材の充実を図るため、県の補助金や、救急業務を促進するために設けられた補助制度を活用しつつ、積極的にその整備を推進する。

(10) 市が保有する施設の自衛消防体制の整備

市は防災上重要な建築物又はその敷地内に、自衛防災体制並びに地域消防力を補充する消防用水利及び消火用機器の整備を図る。

(11) 化学消火薬剤等の備蓄

市は、危険物火災等に対処するため、化学消火薬剤等を備蓄する。

## 第2 市消防機関（消防本部）

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

## 第3 水防機関（消防本部・都市建設部）

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改善並びに点検する。

## 第4 県

(1) 防災資機材整備に対する援助

市における防災資機材の整備に必要な援助を行うものとする。

(2) 教育訓練の実施

消防学校において、風水害・地震等の災害に対処し得る人材を養成するため、防災関係者に必要な教育訓練を行うものとする。

(3) ホットライン等の有効活用

県は、迅速で確実な災害対策をとるために、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部とを結ぶ緊急連絡用のホットライン（中央防災無線）並びに総務省消防庁とを結ぶ消防防災無線、さらに、報道関係機関との間の放送局ホットラインを有効に活用するほか、県及び市町村等関係機関とを結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るものとする。

(4) 防災情報システムの整備

県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難勧告情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。

(5) 防災ヘリコプターの導入及び防災航空隊の設置

ア 県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、防災航空隊を設置する。

イ 防災航空隊は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できるように、24時間勤務体制とする。

## 第7章 避難者・要配慮者対策

### ○ 基本方針

市長は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。

市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月 内閣府）を参考として、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

市及び県は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

### 第1節 避難場所の確保

#### 第1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、管理者の同意を得た上で、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。
- (2) 市長は、指定緊急避難場所の指定、取消しを行った場合は、知事に通知するとともに、市民に公示する。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、当該施設を廃止、改築等重要な変更を加えるときは、市長への届出を行う。

■指定緊急避難場所

1 緊急避難場所（地震避難場所）

連番	避難場所名	所在地	電話番号	施設管理者	面積(m <sup>2</sup> )	収容可能人員	対象とする異常な現象の種類						
							洪水	崖崩れ、地滑り等	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫
1	六連小学校運動場	六連町栗穴 43-1	27-0121	教育委員会	8,811	8,811				○	○	○	
2	東部中学校運動場	神戸町中尾 16-1	22-0407	教育委員会	21,183	21,183				○	○	○	
3	愛知みなみ農協ふれあい支店前広場	神戸町堀池 97-3	22-2081	民間	4,000	4,000				○	○	○	
4	神戸小学校運動場	神戸町殿畑 26	22-0542	教育委員会	12,306	12,306				○	○	○	
5	大草小学校運動場	大草町東畑 43-2	22-0702	教育委員会	9,270	9,270				○	○	○	
6	田原東部市民館前広場	谷熊町鍛冶屋前 1-1	22-5027	市	6,400	6,400				○	○		
7	田原東部小学校運動場	豊島町西屋敷 1-3	22-0179	教育委員会	8,171	8,171				○	○	○	
8	南部保育園運動場	大久保町大新田 140-1	22-0137	市	1,000	1,000				○		○	
9	田原南部市民館前広場	大久保町北浅場 13-2	22-2659	市	400	400				○			
10	童浦小学校運動場	浦町米山 64-1	22-0279	教育委員会	11,803	11,803				○	○	○	
11	童浦市民館前広場	浦町原屋敷 78-2	23-0660	市	2,634	2,634				○	○		
12	笠山農村公園	浦町笠山 12-3	23-3517	市	11,017	11,017				○	○	○	
13	田原中学校運動場	田原町椿 1-1	22-1218	教育委員会	18,958	18,958				○	○	○	
14	田原中部小学校運動場	田原町殿町 33	22-1245	教育委員会	6,941	6,941				○	○	○	
15	成章高校運動場	田原町池ノ原 1	22-0141	愛知県	23,774	23,774				○	○	○	
16	衣笠小学校運動場	田原町東栄巖 70	23-1818	教育委員会	15,319	15,319				○	○	○	
17	サンテドーム前広場	野田町池下 73-1	25-1234	市	1,500	1,500				○		○	
18	野田中学校運動場	野田町籠田 3	25-0029	教育委員会	16,416	16,416				○	○	○	
19	野田小学校運動場	野田町宮前 1	25-0007	教育委員会	9,382	9,382				○	○	○	
20	高松小学校運動場	高松町蔵屋敷 18	45-2068	教育委員会	7,539	7,539				○	○	○	
21	赤羽根中学校運動場	赤羽根町出口 107	45-2057	教育委員会	13,871	13,871				○	○	○	
22	若戸小学校運動場	若見町小山 20	45-2008	教育委員会	5,230	5,230				○	○	○	
23	和地市民館前広場	和地町地蔵田 30	34-4050	市	1,725	1,725				○	○		
24	伊良湖岬中学校運動場	小塩津町宮構 2-7	38-0201	教育委員会	12,113	12,113				○	○	○	
25	渥美運動公園野球場	小塩津町後山 1	38-0111	教育委員会	8,400	8,400				○	○	○	
26	伊良湖小学校運動場	日出町大越 1265	35-6900	教育委員会	5,834	5,834				○	○	○	
27	亀山小学校運動場	亀山町小中原 68-1	35-6210	教育委員会	8,286	8,286				○	○	○	
28	中山小学校運動場	中山町太白 1-1	32-0004	教育委員会	11,437	11,437				○	○	○	
29	福江中学校運動場	中山町北松濠 4	32-0112	教育委員会	24,287	24,287				○	○	○	
30	福江小学校運動場	福江町宮ノ脇 1	32-0104	教育委員会	10,956	10,956				○	○	○	
31	清田小学校運動場	古田町寺ノ前 1-1	32-0109	教育委員会	10,339	10,339				○	○	○	
32	泉小学校運動場	江比間町女郎川 67-1	37-0024	教育委員会	10,097	10,097				○	○	○	
33	泉市民館前広場	江比間町二字郷中 58-2	34-0175	市	1,347	1,347				○	○		

## 2 緊急避難場所（風水害避難所）

連番	避難施設	所在地	電話番号	施設管理者	面積(m <sup>2</sup> )	収容可能人員	対象とする異常な現象の種類							
							洪水	崖崩れ、地滑り等	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	
1	六連市民館	六連町西ノ川 51	27-0019	教育委員会	515	155	○	○	○				○	
2	神戸市民館	神戸町前畑 19	22-0980	教育委員会	1,242	373	○	○	○				○	
3	大草市民館	大草町北神 35-1	22-6276	教育委員会	499	150	○	○	○				○	
4	田原東部市民館	谷熊町鍛冶屋前 1-1	22-5027	教育委員会	899	270	○	○	○				○	
5	田原南部市民館	大久保町北浅場 13-2	22-2659	教育委員会	520	156	○	○					○	
6	童浦市民館	浦町原屋敷 78-2	23-0660	教育委員会	830	249	○	○	○				○	
7	華山会館	田原町巴江 12-1	22-1700	市	2,227	668	○	○	○				○	
8	衣笠市民館	田原町栄巖 51	23-2326	教育委員会	1,129	339	○	○	○				○	
9	野田市民館	野田町籠田 66	25-0004	教育委員会	523	157	○	○	○				○	
10	高松市民館	高松町中村 69-1	45-3650	教育委員会	896	269	○	○	○				○	
11	赤羽根市民館	赤羽根町天神 60	45-5210	教育委員会	899	270	○	○	○				○	
12	若戸市民館	若見町新居 6	45-4300	教育委員会	897	269	○	○	○				○	
13	和地市民館	和地町地蔵田 30	34-4050	教育委員会	394	118	○	○	○				○	
14	堀切市民館	堀切町西猫池 97-1	34-2012	教育委員会	656	197	○	○	○				○	
15	伊良湖市民館	伊良湖町渡川 321	34-2755	教育委員会	361	109		○	○				○	
16	亀山市民館	亀山町小中原 82	34-2833	教育委員会	352	106	○	○	○				○	
17	中山市民館	中山町明神前 146-1	34-1271	教育委員会	1,060	318	○	○	○				○	
18	福江市民館	福江町中紺屋瀬古 8	34-3881	教育委員会	1,082	325	○	○	○				○	
19	清田市民館	古田町宮ノ前 32-1	33-0783	教育委員会	536	161	○	○	○				○	
20	泉市民館	江比間町二字郷中 58-2	34-0175	教育委員会	760	228	○	○	○				○	

## 第2 広域避難場所の選定

市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。指定緊急避難場所のうち、「大規模な火事」として28か所を選定済み。

- (1) 広域避難場所は、大震火災又は都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。
- (2) 広域避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (3) 広域避難場所は、要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるように配置するものとする。
- (4) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- (5) 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- (6) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。
- (7) 地区分けをする場合においては、町丁目・字単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

### 第3 一時避難場所の確保

市は、避難場所や避難所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地、津波避難施設等を一時避難場所として確保する。なお、避難民1人あたりの必要面積や地区分けについては、原則、広域避難場所と同様の取扱いとする。

なお、付近に高台等がない津波避難困難地域においては、地域の実情等を踏まえ高台の避難場所を整備する。その際の1人あたりの必要面積は、要配慮者等に十分配慮した上で、地域の状況に即した最小限のスペースとする。

### 第4 避難場所標識の設置等

市は、避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置して、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

## 第2節 避難所の整備

### 第1 市（消防本部、健康福祉部）

#### (1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政区界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

#### (2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や市民館等の住民に身近な公共施設等を法施行令に定める基準に従って指定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。その際、次の事項を十分に勘案することとする。

- (ア) 被害者に対する救援・救護活動を実施することが可能な地域で、耐震・耐火の建築物があるか、又は仮設住宅、幕舎等を設置することが可能な規模を有するものとする。
- (イ) 周囲にがけ崩れのおそれのあるがけ、石垣等がないものとする。
- (ウ) 地割れ、崩落等が予想されない地盤地質地域にあるものとする。
- (エ) 周囲に多量の可燃物資の貯蔵施設がないところとする。
- (オ) 津波による被害がないと見込まれる地域にあるものとする。
- (カ) 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められるところとする。
- (キ) その他、被災者が生活する上で、市が適すると認める場所であるものとする。

イ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保も不可欠である。

【一人当たりの必要占有面積】

1 m <sup>2</sup> /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m <sup>2</sup> /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積
3 m <sup>2</sup> /人	避難生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積

## 第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

### ○ 基本方針

市は、県の協力を得て、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。なお、石油コンビナート地域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づき、愛知県石油コンビナート等防災計画で定めるところによる。

### 第1節 火災予防対策等に関する指導（消防本部）

#### 第1 市の火災予防対策の指導等

##### (1) 一般家庭に対する指導

市は、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

##### (2) 防火対象物の防火体制の推進

市は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

##### (3) 立入検査強化の強化

市は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

##### (4) 建築同意制度の活用

市は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

#### 第2 市及び県による危険物施設等の保安確保の指導

市及び県は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。なお、市は、火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

#### 第3 県による保安教育の徹底

##### (1) 危険物取扱者に対する保安教育の徹底

県は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努めるものとする。

(2) 消防設備士教育の徹底

県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を修得させるとともに、消防用設備等の工事又は整備に関する技術の向上を図るため、定期に講習を実施し、消防設備士の資質の向上に努めるものとする。

## 第2節 消防力の整備強化（消防本部）

### 第1 市による消防力の整備強化

市は、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

(1) 消防力の整備強化

市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

(3) 消防水利の増設、開発

消防活動に必要な消防水利の確保については、水道送・配水管の破損等による消火栓の使用不能の状態が予想されるため、次の施策を積極的に進め、必要量の確保に努める。

ア 上水道対策は、緊急給水上も重要であり、各校区に飲料水兼用の耐震性貯水槽などを設置し水道施設の耐震化を図り、消火栓の機能拡大を図るとともに、大口径送・配水管への消火栓設置について検討する。

イ 消防水利を高めるため、耐震性の防火水槽の設置を順次進めていく。なお、設置については、道路計画、都市計画等総合的立場で検討する。

ウ プールの建設においては、今後耐震構造化を推進する。

(4) 化学消防力の強化

大震火災時における道路交通障害等による消防ポンプ自動車の進入不能及び大規模工場等の火災、港湾等における危険物、重量構造物等の破壊による多くの人命の危険が予想されるため、消防力の化学化、機械化を図る必要があり、化学車、オイルフェンス及び救助工作車の整備拡充を一層推進する。

(5) 消防団の機能強化

消防団は、①市民に対する出火防止の広報 ②初期消火、救助活動 ③常設消防隊に協力しての火災防御 ④避難の勧告、指示の伝達及び誘導 ⑤情報の収集及び伝達をその任務としているが、機材等不十分であるので、その改善、充足を図るとともに、訓練の実施等による質的向上も図る。

## 第3節 危険物施設防災計画（消防本部）

### 第1 市及び県の立入検査等

(1) 保安確保の指導

市及び県は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、

## 第10章 津波災害対策

### ○ 基本方針

市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

津波の想定に当たっては、古文書等の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査等の科学的知見に基づく調査により、できる限り過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。

市は、必要性に応じてその詳細な被害想定を行うものとし、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできる限り定量的に示すとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、大規模地震に伴う津波は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、住民、市、県等関係機関が、様々な対策によって被害軽減を図ることとし、市は、地震・津波防災戦略（アクションプラン）や南海トラフ地震津波避難緊急事業計画に基づき、津波等による被害を考慮し、その対策を着実に取り組むものとする。

### 第1節 総合的な津波災害対策の基本的な考え方

市は、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを原則とするが、市民の生命・身体・財産を第1線で守らなければならない責務を持つ市としては、可能な限り、最大クラスの津波を想定し、防災対策を推進するものとする。

#### (1) 最大クラスの津波（理論上最大想定モデル）

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上と可能な限り海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地の嵩上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

#### (2) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波（過去地震最大モデル）

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を促進させるものとする。

### 第2節 津波に強いまちづくり

#### 第1 主要交通・通信機能の強化（市（消防本部、都市建設部）、県）

市及び県は、主要な道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携強化、津波に対する安全性の確保等に努める。

#### 第2 海岸保全施設等の整備（市（都市建設部）、県）

(1) 海岸堤防・防潮堤、防潮樋門等海岸保全施設の整備や津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化、施設の非常用発電装置の整備を図るとともに、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林

の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、各施設の耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

市は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の整備を促進する。

また、河川・海岸・港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定め、被災防止措置を講ずるものとする。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤、堤防等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

### 第3 津波に強いまちの形成（消防本部、産業振興部、都市建設部、関係部）

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域で定めた一時避難場所にてできる限り短時間で避難が可能となるような避難路の整備や避難対象人口の規模に応じた避難場所の整備を図るほか、沿岸地域の防災拠点や情報基盤の整備、改修、重要施設の高台移転など、津波に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を検討する。

また、平成24年度末に策定した「地震・津波防災戦略－緊急地震・津波5箇年計画(アクションプラン)」を着実に推進する。

#### 1 避難施設、公共施設、重要施設等の整備

ア 津波災害のおそれのある地域については、できる限り短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設を計画的に整備するとともに、民間施設の活用や建築物、公共施設の耐浪化等に努めるものとする。

イ 公共施設や要配慮者に関わる施設等は、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所、情報通信施設の整備など施設の防災拠点化を図るものとする。

ウ 庁舎や消防署等、災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

エ 発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの充実整備を促進するものとする。

### 第4 津波災害警戒区域の指定（消防本部、都市建設部）

(1) 津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域等の指定があったときは、市は、本計画において当該区域ごとに次の事項について定めるものとする。

ア 津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 津波避難訓練に関する事項等

の共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

ウ 要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

## 第2 情報の収集・連絡体制の整備

### 1 情報の収集・連絡体制の整備（消防本部）

市は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

### 2 通信手段の確保（消防本部、県、電気通信事業者）

市、県、電気通信事業者等は、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

市及び県等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

また、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。

ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。

イ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

ウ 画像等の大容量データの通信を可能とするため、デジタル化を推進を図ること。

エ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に参加すること。

オ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図ること。

カ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。  
このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時は、総務省と事前の調整を実施すること。

キ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。

ク 災害時に有効な、携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。

ケ NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるとともに、災害用として配備されている無線電話等の運用方法等について習熟しておくこと。

# 田原市地域防災計画附属資料

(抜粋)

(平成26年12月修正)

田原市防災会議

# 田原市地域防災計画附属資料 目次

<b>第1</b>	<b>災害危険区域関係</b> .....	<b>1</b>
1	危険箇所等の定義・土砂災害警戒区域等の定義 .....	1
2	山地災害危険地区 .....	2
3	土石災害危険箇所 .....	5
4	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 .....	9
5	砂防指定地 .....	11
6	土砂・山地災害区域内の要配慮者利用施設 .....	11
7	道路損壊注意場所 .....	12
8	ため池注意箇所 .....	13
9	中高層建築物数の状況 .....	14
10	防火地域・準防火地域 .....	14
11	津波危険区域 .....	15
<b>第2</b>	<b>気象・地震観測、気象予警報関係</b> .....	<b>21</b>
1	気象観測設備 .....	21
2	水防警報 .....	22
3	土砂災害警戒情報の発表と解除の基準 .....	23
4	愛知県震度情報ネットワークシステム設置箇所 .....	25
5	名古屋地方气象台 .....	25
<b>第3</b>	<b>水防関係</b> .....	<b>40</b>
1	重要水防箇所 .....	40
2	重要工作物 .....	42
3	水防倉庫備蓄資機材 .....	46
<b>第4</b>	<b>通信関係</b> .....	<b>49</b>
1	通信施設・設備等 .....	49
2	災害時の伝言サービス .....	70
<b>第5</b>	<b>消火・救急・救助、危険物等施設</b> .....	<b>73</b>
1	消防設備等 .....	73
2	救助用施設・設備等 .....	75
3	化学消火薬剤の備蓄状況 .....	81
4	石油コンビナート等特別防災区域（第1種特定事業所） .....	82
5	流出油防除資機材 .....	83
6	第四管区海上保安本部 .....	83
7	NBC災害対応資機材保有状況 .....	83
8	危険物取扱施設数 .....	84

9	毒物・劇物製造所	84
10	高压ガス大量保有事業所	84
11	放射性物質保有事業所	85
<b>第6</b>	<b>輸送・交通関係</b>	<b>86</b>
1	防災活動拠点	86
2	道路通行規制区間	86
3	緊急輸送道路網図	87
4	緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領	88
5	市建設車両等保有状況	94
6	(社)愛知県トラック協会保有車両状況	94
7	鉄道	95
8	港湾	95
9	三河港・伊良湖港の避難可能船数	95
10	県防災ヘリコプター燃料備蓄基地	96
11	緊急時ヘリコプター離着陸可能場所	96
12	県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場	96
13	漁船の保有状況	97
14	貸切バス(一般貸切旅客自動車事業者車両数)	97
15	主な船舶の事業者	97
<b>第7</b>	<b>物資の備蓄</b>	<b>98</b>
1	災害備蓄食料等	98
2	災害備蓄物資等	98
3	ボランティア支援センター用資機材	99
<b>第8</b>	<b>避難場所・避難所関係</b>	<b>100</b>
1	避難場所・避難所	100
<b>第9</b>	<b>医療・衛生関係</b>	<b>106</b>
1	災害拠点病院	106
2	災害時医療拠点	106
3	医療救護所	106
4	廃棄物処理施設	113
5	動物処理場	114
6	火葬場	114
7	防疫用器具機材	115
<b>第10</b>	<b>ライフライン関係</b>	<b>115</b>
1	水道施設・設備等	115
2	応急給水用資器材	116
3	防災営農用資器材	116

## 第4 通信関係

### 1 通信施設・設備等

#### (1) 防災情報ネットワークシステム（防災センター、政策会議室）

市役所設備	防災カメラ（設置場所）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 70型4面マルチディスプレイ</li> <li>・ 26型液晶モニター（20面）</li> <li>・ 65型液晶ディスプレイ（4F会議室）</li> <li>・ 館内無線連絡システム</li> <li>・ 防災地理情報システム</li> <li>・ 高潮・洪水被害予測シミュレーションシステム</li> <li>・ 大型非常用UPS設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蔵王山展望台</li> <li>・ 田原デイサービスセンター</li> <li>・ 赤羽根老人福祉センター</li> <li>・ NTT田原ビル</li> <li>・ 伊良湖ビューホテル</li> <li>・ 渥美支所</li> </ul>

#### (2) 通信設備

平成25年4月1日現在

種別	局種	周波数帯	出力	数量	設置場所又は常置場所	備考
防災行政無線	固定局	VHF	10W	1	市役所サーバー室	対県用中継器
〃	移動系基地局	UHF	5	2	〃 ・ 渥美支所	
〃	移動局	〃	5	16	〃 車両	車載型
〃	〃	〃	1	10	〃	携帯型
〃	〃	〃	5	18	市役所	〃
〃	〃	〃		2	市役所	指令制御器
〃	〃	〃		6	市役所5, 渥美支所1	遠隔制御器
〃	同報系固定局	VHF	5	1	市役所	受調 屋外子局253局
〃	固定局	〃		3	消防署（田原） 赤羽根市民センター 渥美支所	遠隔制御器
消防無線 （アナログ）	基地局	〃	10	1	消防署構内	
〃	基地局	〃	3	1	田原市高松地内	前進基地局
〃	〃	〃	10	1	渥美分署	〃
消防無線 （デジタル）	〃	〃	10	1	東三河消防指令センター （豊橋市中消防署内）	基地局
〃	〃	〃	5	1	渥美分署	前進基地局
〃	〃	〃	5	1	田原市高松地内	〃
〃	移動局	〃	5	3	消防本部車両	車載型
〃	〃	〃	5	13	本署車両	〃
〃	〃	〃	5	5	赤羽根分署車両	〃
〃	〃	〃	5	11	渥美分署	〃
〃	〃	〃	5	1	消防本部	半固定型
〃	〃	〃	5	1	消防署	〃
〃	〃	〃	5	1	赤羽根分署	〃
〃	〃	〃	5	1	渥美分署	〃
〃	〃	〃	1	13	消防本部	携帯型
〃	〃	〃	1	15	消防署	〃
〃	〃	〃	1	5	赤羽根分署	〃
〃	〃	〃	1	11	渥美分署	〃

※全国瞬時警報システム（J－A L E R T）

機材の種類	数量	設置場所
解析処理装置、同報無線自動起動装置、UPS	1式	南庁舎3階放送室
回転灯	1式	防災対策課事務室

※防災行政無線（固定系）設置場所

平成25年4月1日現在

種別	呼出名称	設置場所又は常置場所	摘要
固定局	こうほうたはら	田原市役所	同報親局
	こうほうたはら おおやま	大山中継局	中継局設備（電源装置含む）
	こうほうたはら	田原市役所	地区遠隔装置
	こうほうたはら	田原市消防署 田原市役所赤羽根市民センター 田原市役所渥美支所 田原市役所	遠隔制御器  全国瞬時警報システム（J－A L E R T）
		田原市役所	直流電源装置
		西馬草(大荒古) (No. 1 西馬草) 馬草消防車庫 (No. 2 東西馬草) 山ノ神農村公園 (No. 3 山ノ神) 仁崎(前州) (No. 4 仁崎1) 仁崎公民館 (No. 5 仁崎2) 今方公民館 (No. 6 今方) 北海道集会所 (No. 7 北海道) 保井集会所 (No. 8 保井) 野田市場集会所 (No. 9 野田市場) 雲明集会所 (No. 10 雲明) 南集会所 (No. 11 南1) 彦田農村公園 (No. 12 彦田1) 彦田バス停前 (No. 13 彦田2) 芦集会所 (No. 14 芦1) 芦(南台) (No. 15 芦2) ヒルワ畜産団地 (No. 16 南2) JA燃料センター南 (No. 17 大久保1) 門前集会所 (No. 18 大久保2) 田原南部市民館南 (No. 19 大久保3) 経済連 (No. 20 大久保4) 藤尾団地北 (No. 21 大久保5) 大久保原組集会所 (No. 22 大久保6) 黒河集会場 (No. 23 大久保7) 極楽集会場 (No. 24 大久保8) 白谷公民館 (No. 25 白谷1) 白谷(中原) (No. 26 白谷2) 白谷交差点 (No. 27 白谷3) 片浜公民館 (No. 28 片浜) 西浦(中畑) (No. 29 西浦)	同報子局 ※回転灯付

種別	呼出名称	設置場所又は常置場所	摘要
		波瀬集会所 (No. 30 波瀬)	同報子局 ※回転灯付
		姫見台公園 (No. 31 姫見台)	
		八幡社 (No. 32 浦 1)	
		北部保育園 (No. 33 浦 2)	
		西光院 (No. 34 浦 3)	
		原組集会所 (No. 35 浦 4)	
		浦(山北) (No. 36 浦 5)	
		緑が浜公園野球場 (No. 37 浦 6)	
		吉胡集会所 (No. 38 吉胡 1)	
		吉胡台集会所 (No. 39 吉胡 2)	
		蔵王東ヶ丘集会所 (No. 40 蔵王東)	
		蔵王団地公園 (No. 41 蔵王南)	
		三番組集会所 (No. 42 三番組)	
		四番組(五軒丁) (No. 43 四番組)	
		中部保育所 (No. 44 一番西)	
		華山会館 (No. 45 一番東)	
		松下公共駐車場 (No. 46 萱町 1)	
		本町交差点 (No. 48 本町)	
		田原市役所 (No. 49 新町)	
		新清谷公園 (No. 50 衣笠 1)	
		田原市消防署 (No. 51 衣笠 2)	
		藤七原集会所 (No. 52 藤七原)	
		西鎌田集会所 (No. 53 鎌田)	
		稻荷山 (No. 54 八軒家 1)	
		八軒家公民館 (No. 55 八軒家 2)	
		取手地区 (No. 56 加治 1)	
		加治区自治会館 (No. 57 加治 2)	
		向嶋地区 (No. 58 加治 3)	
		稲葉球場駐車場 (No. 59 加治 4)	
		加治(中恩中) (No. 60 加治 5)	
		大草団地 (No. 61 大草団地)	
		大西地区 (No. 62 大草 1)	
		半身地区(茶園) (No. 63 大草 2)	
		半身地区(中半) (No. 64 大草 3)	
		大草保育園東 (No. 65 大草 4)	
		大草志田地区 (No. 66 大草 5)	
		新美集会所 (No. 67 新美)	
		志田神社 (No. 68 志田)	
		南町(本札木) (No. 69 南町 1)	
		南町農村公園 (No. 70 南町 2)	
		赤松集会所 (No. 71 赤松)	
		希望ヶ丘住宅 (No. 72 希望ヶ丘)	
		青津集会所 (No. 73 青津)	
		神戸(東山田) (No. 74 神戸市場 1)	
		谷ノ口集会所 (No. 75 谷ノ口)	
		東ヶ谷農村公園西 (No. 76 東ヶ谷)	

種別	呼出名称	設置場所又は常置場所	摘要
		神戸市場運動公園 (No. 77 神戸市場 2)	同報子局 ※回転灯付
		漆田一区集会所 (No. 78 漆田一区)	
		漆田三区集会所 (No. 79 漆田三区)	
		川岸会館 (No. 80 川岸)	
		豊島 (西新田) (No. 81 豊島 1)	
		薬師集会所 (No. 82 豊島 2)	
		豊島 (豊丘) (No. 83 豊島 3)	
		J A 東部支所 (No. 84 豊島 4)	
		豊島集会場 (No. 85 豊島 5)	
		豊島川西集会所 (No. 86 豊島 6)	
		豊島院内集会所 (No. 87 豊島 7)	
		美里台集会所 (No. 88 相川 1)	
		谷熊農村公園 (No. 89 谷熊 1)	
		谷熊新田集会所 (No. 90 谷熊 2)	
		やぐま台集会所 (No. 91 やぐま台)	
		相川集会所 (No. 92 相川 2)	
		旧田原町リサイクルセンター (No. 93 百々 1)	
		六連 (一本木) (No. 94 百々 2)	
		六連配水場 (No. 95 百々 3)	
		百々集会所 (No. 96 百々 4)	
		百々 (新谷) (No. 97 百々 5)	
		新浜公園 (No. 98 新浜)	
		J A 六連支店 (No. 99 浜田 1)	
		東浜田出荷場 (No. 100 浜田 2)	
		長仙寺駐車場 (No. 101 長上)	
		豊川ファームポンド (No. 102 久美原 1)	
		久美原出荷場 (No. 103 久美原 2)	
		久美原海岸 (No. 104 津波 1) ※	
		百々海岸 (No. 105 津波 2) ※	
		谷ノ口海岸 (No. 106 津波 3) ※	
		大草海岸 (No. 107 津波 4) ※	
		光崎集会所 (No. 108 光崎)	
		田原福祉センター (No. 109 赤石)	
		相川 (数原) (No. 110 相川 3)	
		浜田海岸 (No. 111 津波 5) ※	
		東ヶ谷海岸 (No. 112 津波 6) ※	
		南町海岸 (No. 113 津波 7) ※	
		サンテパルク (No. 114 芦 3)	
		南部保育園 (No. 115 大久保 9)	
		東大浜ポンプ場 (No. 116 川岸 2)	
		新井構造改善センター (No. 117 高松 1)	
		正法院南 (No. 118 高松 2)	
		高松町前後 (No. 119 高松 3)	
		法蔵寺南西 (No. 120 高松 4)	
		赤羽根文化広場東 (No. 121 高松 5)	
		瑪瑙寺 (No. 122 高松 6)	

種別	呼出名称	設置場所又は常置場所	摘要
		一色磯 (No. 123 津波 8) ※ 田原市消防署赤羽根分署東 (No. 124 赤羽根東 1) J A赤羽根支店 (No. 125 赤羽根東 2) 青木池北西 (No. 126 赤羽根東 3) 旧 J A赤中支所 (No. 127 赤羽根中 1) J Aフラワーステーション北 (No. 128 赤羽根中 2) 経済連渥美畜産実験農場北 (No. 129 赤羽根中 3) 赤羽根中学校南 (No. 130 赤羽根西 1) 蛇池南 (No. 131 赤羽根西 2) 赤羽根漁港東 (No. 132 津波 9) ※ 旧 J A池尻支所 (No. 133 池尻 1) 池尻町赤岩 (No. 134 池尻 2) J A若見支所北 (No. 135 若見 1) 若見町力石 (No. 136 若見 2) 東越戸 (No. 137 越戸 1) 旧 J A越戸支所 (No. 138 越戸 1) 若見海岸 (No. 139 津波 10) ※ 片西 (No. 140 片西) 緑が浜第2公園 (No. 141 緑が浜) ※ ほると台 (No. 142 ほると台) 仁崎海水浴場 (No. 143 仁崎 3) ※ 白谷海浜公園 (No. 144 白谷 4) ※ 宇津江町ドウ亀 (No. 145 宇津江 1) 宇津江町居山 (No. 146 宇津江 2) 江比間町女郎川 (No. 147 江比間 1) 江比間町郷中 (No. 148 江比間 2) 江比間町林尻 (No. 149 江比間 3) 江比間町五字郷中 (No. 150 江比間 4) 江比間町新田 (No. 151 江比間 5) ※ 八王子町道下 (No. 152 八王子 1) 八王子町新宮 (No. 153 八王子 2) 村松町南郷中 (No. 154 村松 1) 村松町北郷中 (No. 155 村松 2) 村松町中ノ切 (No. 156 村松 3) 馬伏町中瀬古 (No. 157 馬伏 1) 馬伏町西瀬古 (No. 158 馬伏 2) 伊川津町郷中 (No. 159 伊川津 1) 伊川津町山口 (No. 160 伊川津 2) 伊川津町前田 (No. 161 伊川津 3) 石神町西中瀬古 (No. 162 石神 1) 石神町西原 (No. 163 石神 2) 石神町泉 (No. 164 石神 3) 夕陽が浜 (No. 165 夕陽が浜) 山田町入口前 (No. 166 山田 1) 山田町八幡前 (No. 167 山田 2)	同報子局 ※回転灯付

種別	呼出名称	設置場所又は常置場所	摘要
		高木町羽根畑 (No. 168 高木 1)	同報子局 ※回転灯付
		高木町大山 (No. 169 高木 2)	
		折立町折立 (No. 170 折立 1)	
		折立町蔵道上 (No. 171 折立 2)	
		古田町郷中 (No. 172 古田 1)	
		古田町橡木間 (No. 173 古田 2) ※	
		福江町宮ノ脇 (No. 174 福江 1)	
		福江町堂前 (No. 175 福江 2)	
		福江町浜田 (No. 176 福江 3)	
		福江町中紺屋瀬古 (No. 177 福江 4)	
		長沢町馬道下 (No. 178 長沢)	
		保美町仲新古 (No. 179 保美 1)	
		保美町仲新古 (No. 180 保美 2)	
		保美町西武者詰 (No. 181 保美 3)	
		保美町丸池 (No. 182 保美 4)	
		保美町段土 (No. 183 保美 5)	
		保美町段土 (No. 184 保美 6)	
		福江町上ノ山 (No. 185 向新 1)	
		福江町広畑 (No. 186 向新 2)	
		福江町黒墳 (No. 187 向新 3)	
		中山町寺脇 (No. 188 中山 1)	
		中山町神明前 (No. 189 中山 2)	
		中山町八軒屋 (No. 190 中山 3)	
		中山町小森 (No. 191 中山 4)	
		中山町兼原郷 (No. 192 兼原)	
		中山町茶園 (No. 193 惣卜)	
		中山町松渕郷 (No. 194 松渕)	
		小中山町北郷 (No. 195 小中山 1) ※	
		小中山町一本松 (No. 196 小中山 2)	
		小中山町西山 (No. 197 小中山 3)	
		小中山町水門上 (No. 198 小中山 4)	
		小中山町西山 (No. 199 小中山 5)	
		小中山町立馬崎 (No. 200 小中山 6)	
		亀山町起 (No. 201 亀山 1)	
		亀山町五斗山 (No. 202 亀山 2)	
		亀山町スルシ沢 (No. 203 亀山 3)	
		西山町中里 (No. 204 西山 1)	
		西山町福地 (No. 205 西山 2)	
		西山町小松原 (No. 206 西山 3)	
		西山町砂原 (No. 207 西山 4)	
		西山町大平 (No. 208 西山 5)	
		中山町岬 (No. 209 西山 6) ※	
		伊良湖町渡川 (No. 210 伊良湖 1)	
		伊良湖町渡川 (No. 211 伊良湖 2)	
		伊良湖町宮下 (No. 212 伊良湖 3) ※	
		伊良湖町宮下 (No. 213 伊良湖 4) ※	

種別	呼出名称	設置場所又は常置場所	摘要
		伊良湖町古山 (No. 214 伊良湖 5) ※	同報子局 ※回転灯付
		伊良湖町古山 (No. 215 伊良湖 5-1)	
		伊良湖町恋路浦 (No. 216 伊良湖 6) ※	
		日出町中瀬古 (No. 217 日出 1)	
		日出町丸山 (No. 218 日出 2)	
		日出町又三畑 (No. 219 日出 3)	
		日出町浜 (No. 220 日出 4) ※	
		堀切町浜畑 (No. 221 堀切 1)	
		堀切町出口 (No. 222 堀切 2)	
		堀切町仲浜畑 (No. 223 堀切 3)	
		堀切町鳥屋道 (No. 224 堀切 4)	
		堀切町北田 (No. 225 堀切 5)	
		堀切町元畑 (No. 226 堀切 6)	
		堀切町西猫池 (No. 227 堀切 7)	
		堀切町風除 (No. 228 堀切 8) ※	
		小塩津町中村 (No. 229 小塩津 1)	
		小塩津町大切 (No. 230 小塩津 2)	
		和地町郷田 (No. 231 小塩津 3)	
		小塩津町里瀬古 (No. 232 小塩津 4) ※	
		和地町一色 (No. 233 一色)	
		和地町川尻 (No. 234 川尻)	
		和地町下大道 (No. 235 和地 1)	
		和地町野丹場 (No. 236 和地 2)	
		和地町大白見 (No. 237 和地 3)	
		和地町西本村 (No. 238 和地 4) ※	
		和地町下中嶋 (No. 239 土田 1)	
		和地町上鮎川 (No. 240 土田 2)	
		伊川津町貝ノ浜 (No. 241 伊川津 4) ※	
		宇津江町長尾 (No. 242 宇津江 3) ※	
		高松町新居 (No. 243 高松 8) ※	
		高松町西脇 (No. 244 高松 9) ※	
		池尻町中瀬古 (No. 245 池尻 3) ※	
		越戸町三竹 (No. 246 越戸 3) ※	
		緑が浜二号 (No. 247 アイシ・エイ・ダブリュ(株))	
		緑が浜三号 (No. 248 トヨタ自動車(株))	
		白浜二号 (No. 249 東京製鐵(株))	
		緑が浜四号 (No. 250 浄化センター) ※	
		福江町鴻ノ巣 (No. 251 福江漁港) ※	
		緑が浜一号 (No. 252 田原ふ頭) ※	
		姫島漁港 (No. 253 姫島漁港) ※	
		赤羽根東海岸 (No. 254 赤羽根東海岸) ※	

## 第8 避難場所・避難所関係

### 1 避難場所・避難所

○緊急避難場所

平成26年7月3日現在

【地震避難場所】

連番	避難場所名	所在地	電話番号	施設管理者	面積(m <sup>2</sup> )	収容可能人員	対象とする異常な現象の種類						
							洪水	崖崩れ、地滑り等	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫
1	六連小学校運動場	六連町栗穴 43-1	27-0121	教育委員会	8,811	8,811				○	○	○	
2	東部中学校運動場	神戸町中尾 16-1	22-0407	教育委員会	21,183	21,183				○	○	○	
3	愛知みなみ農協ふれあい支店前広場	神戸町堀池 97-3	22-2081	民間	4,000	4,000				○	○	○	
4	神戸小学校運動場	神戸町殿畑 26	22-0542	教育委員会	12,306	12,306				○	○	○	
5	大草小学校運動場	大草町東畑 43-2	22-0702	教育委員会	9,270	9,270				○	○	○	
6	田原東部市民館前広場	谷熊町鍛冶屋前 1-1	22-5027	市	6,400	6,400				○	○		
7	田原東部小学校運動場	豊島町西屋敷 1-3	22-0179	教育委員会	8,171	8,171				○	○	○	
8	南部保育園運動場	大久保町大新田 140-1	22-0137	市	1,000	1,000				○		○	
9	田原南部市民館前広場	大久保町北浅場 13-2	22-2659	市	400	400				○			
10	童浦小学校運動場	浦町米山 64-1	22-0279	教育委員会	11,803	11,803				○	○	○	
11	童浦市民館前広場	浦町原屋敷 78-2	23-0660	市	2,634	2,634				○	○		
12	笠山農村公園	浦町笠山 12-3	23-3517	市	11,017	11,017				○	○	○	
13	田原中学校運動場	田原町椿 1-1	22-1218	教育委員会	18,958	18,958				○	○	○	
14	田原中部小学校運動場	田原町殿町 33	22-1245	教育委員会	6,941	6,941				○	○	○	
15	成章高校運動場	田原町池ノ原 1	22-0141	愛知県	23,774	23,774				○	○	○	
16	衣笠小学校運動場	田原町東栄巖 70	23-1818	教育委員会	15,319	15,319				○	○	○	
17	サンテーム前広場	野田町芦ヶ池 8	25-1234	市	1,500	1,500				○		○	
18	野田中学校運動場	野田町籠田 3	25-0029	教育委員会	16,416	16,416				○	○	○	
19	野田小学校運動場	野田町宮前 1	25-0007	教育委員会	9,382	9,382				○	○	○	
20	高松小学校運動場	高松町蔵屋敷 18	45-2068	教育委員会	7,539	7,539				○	○	○	
21	赤羽根中学校運動場	赤羽根町出口 107	45-2057	教育委員会	13,871	13,871				○	○	○	
22	若戸小学校運動場	若見町小山 20	45-2008	教育委員会	5,230	5,230				○	○	○	
23	和地市民館前広場	和地町地藏田 30	34-4050	市	1,725	1,725				○	○		
24	伊良湖岬中学校運動場	小塩津町宮構 2-7	38-0201	教育委員会	12,113	12,113				○	○	○	
25	渥美運動公園野球場	小塩津町後山 1	38-0111	教育委員会	8,400	8,400				○	○	○	
26	伊良湖小学校運動場	日出町大越 1265	35-6900	教育委員会	5,834	5,834				○	○	○	
27	亀山小学校運動場	亀山町小中原 68-1	35-6210	教育委員会	8,286	8,286				○	○	○	
28	中山小学校運動場	中山町天白 1-1	32-0004	教育委員会	11,437	11,437				○	○	○	
29	福江中学校運動場	中山町北松瀬 4	32-0112	教育委員会	24,287	24,287				○	○	○	
30	福江小学校運動場	福江町宮ノ脇 1	32-0104	教育委員会	10,956	10,956				○	○	○	
31	清田小学校運動場	古田町寺ノ前 1-1	32-0109	教育委員会	10,339	10,339				○	○	○	
32	泉小学校運動場	江比間町女郎川 67-1	37-0024	教育委員会	10,097	10,097				○	○	○	
33	泉市民館前広場	江比間町二字郷中 58-2	34-0175	市	1,347	1,347				○	○		

【風水害避難所】

連番	避難施設	所在地	電話番号	施設管理者	面積(m <sup>2</sup> )	収容可能人員	対象とする異常な現象の種類						
							洪水	崖崩れ、地滑り等	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫
1	六連市民館	六連町西ノ川 51	27-0019	教育委員会	515	155	○	○	○				○
2	神戸市民館	神戸町前畑 19	22-0980	教育委員会	1,242	373	○	○	○				○
3	大草市民館	大草町北神 35-1	22-6276	教育委員会	499	150	○	○	○				○
4	田原東部市民館	谷熊町鍛冶屋前 1-1	22-5027	教育委員会	899	270	○	○	○				○
5	田原南部市民館	大久保町北浅場 13-2	22-2659	教育委員会	520	156	○	○					○
6	童浦市民館	浦町原屋敷 78-2	23-0660	教育委員会	830	249	○	○	○				○
7	華山会館	田原町巴江 12-1	22-1700	市	2,227	668	○	○	○				○
8	衣笠市民館	田原町栄巖 51	23-2326	教育委員会	1,129	339	○	○	○				○
9	野田市民館	野田町籠田 66	25-0004	教育委員会	523	157	○	○	○				○
10	高松市民館	高松町中村 69-1	45-3650	教育委員会	896	269	○	○	○				○
11	赤羽根市民館	赤羽根町天神 60	45-5210	教育委員会	899	270	○	○	○				○
12	若戸市民館	若見町新居 6	45-4300	教育委員会	897	269	○	○	○				○
13	和地市民館	和地町地藏田 30	34-4050	教育委員会	394	118	○	○	○				○
14	堀切市民館	堀切町西猫池 97-1	34-2012	教育委員会	656	197	○	○	○				○
15	伊良湖市民館	伊良湖町渡川 321	34-2755	教育委員会	361	109		○	○				○
16	亀山市民館	亀山町小中原 82	34-2833	教育委員会	352	106	○	○	○				○
17	中山市民館	中山町神明前 146-1	34-1271	教育委員会	1,060	318	○	○	○				○
18	福江市民館	福江町中紺屋瀬古 8	34-3881	教育委員会	1,082	325	○	○	○				○
19	清田市民館	古田町宮ノ前 32-1	33-0783	教育委員会	536	161	○	○	○				○
20	泉市民館	江比間町二字郷中 58-2	34-0175	教育委員会	760	228	○	○	○				○

○避難所

平成26年7月3日現在

【地震避難所】

連番	避難施設名	所在地	電話番号	施設管理者	面積(m <sup>2</sup> )	収容可能人員
1	六連小学校	六連町栗穴 43-1	27-0121	教育委員会	2,049	1,241
2	東部中学校	神戸町中尾 16-1	22-0407	教育委員会	9,782	5,928
3	神戸市民館	神戸町前畑 19	22-0980	教育委員会	1,205	730
4	神戸小学校	神戸町殿畑 26	22-0542	教育委員会	6,061	3,673
5	大草小学校	大草町東畑 43-2	22-0702	教育委員会	2,266	1,373
6	田原東部市民館	谷熊町鍛冶屋前 1-1	22-5027	教育委員会	899	544
7	田原東部小学校	豊島町西屋敷 1-3	22-0179	教育委員会	3,075	1,863
8	南部保育園	大久保町大新田 140-1	22-0137	市	686	415
9	田原南部市民館	大久保町北浅場 13-2	22-2659	教育委員会	520	315
10	童浦小学校	浦町米山 64-1	22-0279	教育委員会	4,212	2,552
11	童浦市民館・浦区事務所	浦町原屋敷 78-2	23-0660 22-0546	教育委員会 浦区	1,757	1,064
12	北部保育園	浦町原屋敷 78-8	22-1600	市	1,256	761
13	田原中学校	田原町椿 1-1	22-1218	教育委員会	9,601	5,818
14	田原中部小学校	田原町殿畑 33	22-1245	教育委員会	6,205	3,760
15	成章高校	田原町池ノ原 1	22-0141	愛知県	10,460	6,339

連番	避難施設名	所在地	電話番号	施設管理者	面積(m <sup>2</sup> )	収容可能人員
16	衣笠小学校	田原町東栄巖 70	23-1818	教育委員会	3,920	2,375
17	サンテドーム	野田町芦ヶ池 8	25-1234	市	1,770	1,072
18	野田中学校	野田町龍田 3	25-0029	教育委員会	4,010	2,430
19	野田小学校	野田町宮前 1	25-0007	教育委員会	3,622	2,195
20	高松小学校	高松町蔵屋敷 18	45-2068	教育委員会	2,733	1,656
21	赤羽根中学校	赤羽根町出口 107	45-2057	教育委員会	5,930	3,593
22	若戸市民館	若見町新居 6	45-4300	教育委員会	897	543
23	和地市民館	和地町地藏田 30	34-4050	教育委員会	394	238
24	伊良湖岬中学校	小塩津町宮構 2-7	38-0201	教育委員会	4,313	2,613
25	渥美運動公園体育館	小塩津町後山 1	38-0111	教育委員会	3,448	2,089
26	伊良湖小学校	日出町大越 1265	35-6900	教育委員会	2,179	1,320
27	亀山小学校	亀山町小中原 68-1	35-6210	教育委員会	2,094	1,269
28	中山小学校(第1次)	中山町天白 1-1	32-0004	教育委員会	4,546	2,755
29	福江中学校	中山町北松淵 4	32-0112	教育委員会	5,649	3,423
30	福江小学校	福江町宮ノ脇 1	32-0104	教育委員会	4,224	2,560
31	清田小学校	古田町寺ノ前 1-1	32-0109	教育委員会	2,859	1,732
32	泉小学校(第1次)	江比間町女郎川 67-1	37-0024	教育委員会	3,875	2,348
33	泉市民館(第1次)	江比間町二字郷中 58-2	34-0175	教育委員会	760	460
34	渥美文化会館(第2次)	古田町岡ノ越 6-4	33-1000	教育委員会	7,706	4,670
35	福江高校体育館(第2次)	古田町岡ノ越 6	32-0132	愛知県	1,417	858

- ※1 収容可能人員は、1人当り1.65m<sup>2</sup>を必要として算出  
 2 小、中、保育園の長期避難所については、体育館、武道場、遊戯室を使用  
 3 上記の外、長期避難については、建物の安全を確認した上、状況により総合体育館、各地区集会所、公民館を使用する。

【福祉避難所】

区分	避難施設名	所在地	電話番号	施設管理者	利用可能面積(m <sup>2</sup> )	収容可能人員
1	田原福祉専門学校	田原町中小路 11-1	22-3939	市	823	203
2	赤羽根福祉センター	赤羽根町赤土 1	45-3499	市	620	149
3	渥美福祉センター	保美町寺西 21-10	33-0386	市	836	202
4	嶺山会館	田原町巴江 12-1	22-1700	市	578	137

※1 被災状況に応じて、田原福祉センター、田原デイサービスセンターを活用。

○協定福祉避難所

連番	法人名	施設名	所在地	電話番号	収容可能面積(m <sup>2</sup> )	収容可能人数
1	社会福祉法人福寿園	福寿園	六連町神ノ釜 9-3	27-0008		10
		田原福寿園	六連町神ノ釜 9-3	27-0008		25
		田原ゆの里	吉胡町蔵王 97-63	24-0888		5
		パシフィック	南神戸町東浜辺 77-1	27-0218		10
		渥美福寿園	小中山町一膳松 1-93	34-6688		15
		花の里	保美町平城 6-1	34-6788		5
2	社会福祉法人成春館	蔵王苑	田原町西山口 1	22-1145		30
		蔵王の杜	田原町石取 1-9	23-7511		22

○防災倉庫

連番	倉庫名	所在地	施設管理者	階数	構造
1	田原市拠点防災備蓄倉庫	田原町殿町 50-3	市	2	SRC
2	防災備蓄倉庫 (赤羽根市民センター)	赤羽根町赤土 1-1	市		その他
3	防災備蓄倉庫 (渥美支所)	古田町岡ノ越 6-4	市		その他
4	田原市防災倉庫	田原町南番場 12-3	市	1	W
5	中部小学校防災備蓄倉庫	田原町殿町 33	市	1	SRC
6	田原中学校防災備蓄倉庫	田原市椿 1-1	市	1	SRC
7	六連防災備蓄倉庫	六連町宮ノ西 9-1・2, 10	市	1	S
8	神戸防災備蓄倉庫	神戸町前畑 17-5	市	1	S
9	大草防災備蓄倉庫	大草町北神 33-2, 35-1・2・3	市	1	S
10	田原東部防災備蓄倉庫	豊島町奥谷 16-1	市	1	S
11	田原南部防災備蓄倉庫	大久保町北浅場 13-2	市	1	S
12	童浦防災備蓄倉庫	浦町原屋敷 78-2	市	1	RC
13	田原中部防災備蓄倉庫 (松下)	田原町松下 9-3	市	1	S
14	田原中部防災備蓄倉庫 (セントフェール前)	田原町新町 30-13	市	1	RC
15	衣笠防災備蓄倉庫	田原町栄巖 14-10, 52-3	市	1	S
16	野田防災備蓄倉庫	野田町籠田 65-4, 65-49, 66	市	1	S
17	高松防災備蓄倉庫	高松町中村 69-1	市	1	S
18	赤羽根防災備蓄倉庫	赤羽根町天神 60	市	1	S
19	若戸防災備蓄倉庫	若見町新居 6	市	1	S
20	和地防災備蓄倉庫	和地町地藏田 30	市	1	S
21	堀切防災備蓄倉庫	堀切町除地 56, 56-1	市	1	S
22	伊良湖防災備蓄倉庫	伊良湖町渡川 321	市	1	S
23	亀山防災備蓄倉庫	亀山町小中原 82	市	1	S
24	中山防災備蓄倉庫	中山町神明前 146-1	市	1	その他
25	福江防災備蓄倉庫	福江町白石 26-1	市	1	その他
26	清田防災備蓄倉庫	古田町宮ノ前 32-5, 32-6, 124- 7	市	1	S
27	泉防災備蓄倉庫	江比間町前田 293 番地の一部	市	1	S
28	田原市水防倉庫	田原町二ツ坂 18-1	市	2	S
29	赤羽根水防倉庫	赤羽根町赤土 1-1	市	1	その他
30	中山水防倉庫	中山町須賀 16-1	市	1	RC
31	福江水防倉庫	福江町中羽根 109	市	1	RC
32	江比間水防倉庫	江比間町前田 125	市	1	RC

# 田原市総合計画 (抜粋)



目次 FAHARA CITY CORPORATE PLAN CONTENTS	
<b>序論</b>	
1. 計画の意義・構成	2
① 計画策定の意義	2
② 計画の構成	2
2. 計画策定の流れ	3
① 計画策定の手順	3
② 市民参加の仕組み	4
<b>基本構想 [平成18年12月策定]</b>	
1. 基本構想の目的	6
2. 目標年次	7
3. 前提事項	8
① 社会動向	8
② 広域計画	10
③ まちづくりの経過	12
④ 田原市の特性	16
⑤ 市民意識	20
⑥ 市民提案	22
4. 将来都市像	24
5. 都市構造	26
6. まちづくりの方針	28
7. 施策大綱	30
8. 都市将来指標	32
<b>基本計画 [平成18年12月策定]</b>	
1. 計画内容	40
① 目的と期間	40
② 構成項目	40
2. 都市経営指針	42
① 都市基本指標	44
② 合併協議	50
③ 行政改革	52
④ 長期財政計画	54
⑤ 土地利用計画	60
3. 施策体系	64
4. 分野別計画	66
※ 分野別計画の見方	66
① 総合戦略	70
【 1-1】環境共生	70
【 1-1-1】環境共生まちづくり	72
【 1-2】国際化	76
【 1-2-1】国際化の推進	78
【 1-3】安心安全	82
【 1-3-1】消防・救急体制の充実	84
【 1-3-2】防災体制の充実	88
【 1-3-3】安心対策の推進	92
【 1-4】人づくり	94
【 1-4-1】青少年健全育成	96
【 1-5】参加と協働	98
【 1-5-1】協働体制の整備	100
【 1-5-2】情報体制の充実	102
【 1-6】都市経営	104
【 1-6-1】広域連携の推進	106
【 1-6-2】水資源の確保	108
【 1-6-3】行財政運営	110

## 基本計画

### 1. 総合戦略

分野別計画 1 総合戦略

### 3 施策の目標

安心安全分野の計画目標の実現を推進し、防災体制の施策目標の達成を目指します。

◀ 施策指標 ▶ ・ 防災体制に関する市民満足度の向上 [H16調査時 -0.06]

### 4 施策の内容

防災体制の充実について、施策の内容を示します。

基本事業名	事業内容	実施主体	事業事業の主な成果指標
[13201] 防災体制の充実	田原市地域防災計画や田原市国民保護計画による災害や有事に対応した体制を確立し、総合防災訓練等による市民・事業者等への啓発により、防災まちづくりを進めます。 [主な事業] ・ 防災意識啓発事業 ・ 災害対策事業	○国県等 ○市 ○地域 ○団体 ○市民 ○事業者	防災講習会参加者数
[13202] 防災基盤の整備	災害被害を最小限にするため、防災施設、通信機器（同報無線難聴地域の解消）の充実を図るとともに、防災センターの整備を進めます。 [主な事業] ・ 防災設備整備事業（中部都市再生） ・ 防災情報通信施設設備等整備事業	○市 ○地域 ○団体 ○市民 ○事業者	近隣防災広場の整備箇所数
[13203] 耐震化の推進	耐震改修促進計画を策定し、自主防災拠点の地区集会所等の耐震化（診断、改築支援）、民間木造住宅等の耐震化（診断、改築支援）を推進し、特に大被害が想定される高齢者世帯など災害時要援護者等に対する居住空間の耐震化を推進します。 [主な事業] ・ 地区集会所耐震化推進支援事業 ・ 木造住宅耐震化推進支援事業	・ 国県等 ○市 ○地域 ○団体 ○市民 ○事業者	市内住宅耐震化率

\* 事業名称、内容、指標等は、今後の状況に応じて変更される場合があります。

#### ■ 関連条例 関連基本計画

- ・ 田原市防災会議条例
- ・ 田原市災害対策本部条例
- ・ 田原市地震災害警戒本部条例
- ・ 田原市国民保護協議会条例
- ・ 田原市国民保護対策本部及び田原市緊急対処事態対策本部条例
- ・ 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例
- ・ 田原市国民保護計画（法定計画）H18年度策定
- ・ 田原市地域防災計画（法定計画）毎年度改訂
- ・ 田原市耐震改修促進計画（法定計画）H19年度策定予定

# 地震に強い都市づくり推進五箇年計画（変更）

## 愛知県田原市

平成27年	3月	（第5回変更）
平成26年	9月	（第4回変更）
平成26年	3月	（第3回変更）
平成25年	10月	（第2回変更）
平成25年	2月	（第1回変更）
平成24年	3月	（当初）

(様式1)

## 地区名

都道府県名	愛知県	市町村名	田原市	地区要件	東海地震に関する地震防災対策強化地域 東南海・南海地震防災対策推進地域
地区名	田原市全域	地区面積	188.81km <sup>2</sup>		

## 地区の概要

### 地区の選定理由

本市は愛知県の南端、渥美半島のほぼ全域を市域とし、半島という地形上、三方を海に囲まれ、東側で豊橋市と陸続きに接しています。地質は第4紀古層に属し、硬い岩石と柔らかい泥や砂で形成され、太平洋岸の洪積台地から三河湾に向けて緩やかに傾斜する地形となっています。半島中央部は300m程度の山々が連なり、平地については、温暖な気候に恵まれ露地野菜、施設園芸が盛んな農業地帯となっています。

市街地については、三河湾側の低地を中心に形成され、太平洋岸では漁港や河川の河口、半島先端の低地等に集落が点在しています。さらに、昭和40年代に三河湾臨海部の埋立造成が始まり、現在では自動車産業を中心に60数社もの企業が集積する一大工業地帯となっています。

本市では、平成14年に東海地震防災対策強化地域、平成15年には東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けたことから、情報伝達手段の確保、避難誘導の迅速化、避難所施設の充実、自主防災活動の充実等様々な防災・減災対策に取り組んでいます。

しかし、国から発表された「南海トラフ巨大地震」による被害想定では、本市を震度7の激震が襲い、かつ、津波に関しては、太平洋上では最短12分で津波が到達し、その最大津波高は20mを超えることが予測され、市域の13%にあたる2千5百haが浸水するという甚大な被害が想定されています。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、多くの尊い命が失われ、未だ2千人以上の方が行方不明となっています。また、人的被害に留まらず、本市を含む三河湾に立地する臨海企業群が被災した場合、その経済的損失は、日本国経済にも相当なダメージを被ることとなります。

これらの状況を踏まえると、地震災害、特に、津波災害からの被害の軽減を図ることが、本市としては緊急の課題となっています。そのため、まずは「市民の生命を確実に守る」視点から、ソフト・ハードの両面から、避難対策を一層推進するとともに、海岸保全施設等の整備を充実し、「災害からの死者ゼロ」を目指した防災対策を推進する必要があります。

## 都市基盤施設の整備（耐震化）状況

### ① 道路

地震被害により、消防活動や緊急物資輸送などの救援・復旧活動に大きな混乱を及ぼす橋梁の倒壊を防ぎ、ライフラインを確保するため、平成16年度から18年度にかけて橋梁落下防止・補強等を進めてきました。緊急輸送道路や避難路等に架かる橋梁の内、59橋を対象に調査を実施。その内21橋について落下防止装置を取り付け補強しています。

### ② 避難地等

平成15年の被害調査をもとに、市内には小中学校を中心に33箇所の避難場所と35箇所の地震避難所を指定しています。地震避難所には、デジタル地域防災行政無線を整備し情報通信機能の確保を図るとともに、毛布や非常用食料の確保、指定医療救護所(地震避難所の内8箇所)にはEM-5(救急医療機材)を整備しています。

施設の耐震化の状況については、平成14年から公共施設の耐震化に取り組み、庁舎・支所、指定地震避難所等の防災拠点施設の耐震化については終了し、主要公共施設の耐震化率も97.0%(平成25年3月末)となっています。

東日本大震災を受けて、津波が心配される地域(74自主防災会の地域)で、地域の人達と一緒に「地震・津波避難マップ」を作成し、新たに津波からの緊急避難地である「一時避難場所(112箇所)」「津波避難ビル(6箇所)」を公園や空地、民間施設等に指定していますが、収容能力、施設機能の向上が必要であるため、今後、随時整備を図ります。

### ③ ライフライン施設

#### 【上水道】

阪神・淡路大震災や中越地震等を教訓として、市内に11箇所の飲料水兼用防火水槽を整備しました。これにより計740tの飲料水が確保されています。このほか、配水池には緊急遮断弁の整備、基幹管路、緊急医療施設や地震避難所に接続する管路の耐震化を進めており、今後も引き続き計画的に実施します。

さらに、平成16年には市内の上下水道工事組合と上下水道災害応援に関する協定書を締結し、発災後の迅速な復旧体制の強化を図っています。

#### 【下水道】

阪神・淡路大震災や中越地震等を教訓として、下水道施設の機能保持を図るため、処理施設の耐震化や改修を行うとともに、平成16年には市内の上下水道工事組合と上下水道災害応援に関する協定書を締結し、発災後の迅速な復旧体制の強化を図っていま

す。

### 【防災無線】

地震・津波災害情報を迅速に市民に情報伝達するために、市内には246箇所に防災行政無線の子局が整備されています。しかし、子局機器については、老朽化が著しく、また、合併前の旧3町単位で整備されたために機器の性能に差異があり、一刻も早い改修・平準化を図る必要があります。

このほか、防災行政無線の難聴地域や雨天時の聞き難さを解消し、災害情報をより確実に伝達できるように防災行政無線の個別受信器を希望世帯に有償で配布しています。

さらに、市内の主要公共施設にはデジタル地域防災行政無線を整備し、防災関係機関を始め避難所施設となる小中学校・保育園・市民館等との情報通信手段の確立に努めています。

(様式2)

## 整備目標等

計画期間	平成24年度 ～ 平成27年度（五箇年）
<p><b>対象とする地震</b></p> <p>想定東海地震：駿河湾内に位置する駿河トラフで周期的に発生する海溝型地震であり、マグニチュードは8.0と想定されています。震源に近い市の東部では震度6弱から6強、中部・西部においても5弱以上の揺れが想定されています。</p> <p>想定東南海地震：紀伊半島沖から遠州灘にかけての海域(南海トラフの東側)で周期的に発生する海溝型地震であり、マグニチュード8.1に達すると想定されています。市の全域で震度6弱となり、南東部から南西部では6強の揺れが想定されています。</p> <p>想定東海地震・東南海地震連動：東海地震と東南海地震が連動して発生するものであり、マグニチュード8.2の規模の地震が想定されています。市の全域にわたり震度6弱以上の激しい揺れが予測されます。</p> <p>想定南海トラフ巨大地震：駿河湾から日向灘及び南海トラフ軸までを強震断層域(津波断層域)として発生するものであり、マグニチュード9.0(津波はM9.1)の地震規模が想定されています。市の全域が震度6強から震度7が予想され、太平洋岸では最大22mの津波の来襲が想定されています。</p> <p>これらの地震が発生すれば、市内の全域で最低震度6弱以上の激しい揺れが予測されるほか、河口や臨海部では液状化の発生が極めて高く、市街地では家屋倒壊や火災が発生するものとされ、また、東海・東南海地震連動発生の場合の被害は死者約2百人、負傷者約2千人、倒壊家屋約1万戸、避難所生活者は約2万人を超えることが予測されています。</p> <p>また、南海トラフ巨大地震による被害想定では、市内で最大約1千4百人の死者と約1万棟の家屋被害が想定されています。今後は、愛知県から詳細な被害調査結果が発表されることとなりますが、何れにしても、極めて甚大な被害となることには変わりはありません。</p> <p>また、東日本大震災の教訓を踏まえた中央防災会議の提言どおり、今後は、「科学的な知見に基づきあらゆる可能性を考慮した地震・津波災害を想定することが被害を軽減させる」のとおり、最大級の被害想定をすることが必要なこととなっています。</p> <p>※東海地震・東南海地震・南海地震連動による被害想定については、平成23年度実施。</p> <p>※南海トラフ巨大地震については、愛知県が実施する詳細調査結果を踏まえ対策を講じます。</p>	

## 本計画で確保する防災性能

本市では平成15年に中央防災会議の東南海・南海地震等に関する専門委員会が発表した東海・東南海・南海地震3連動発生による地震の規模調査をもとに被害調査を実施し(平成23年度実施)、併せて、地域毎の地震・津波避難マップの作成、避難訓練の実施等を行っていますが、防災行政無線を始めとする情報伝達手段の確実・迅速化、避難場所・避難所の確保、安全に避難するための避難路等の整備などが、極めて喫緊の課題となっています。

地震災害、とりわけ津波災害からの被害の軽減を図るためには、防波堤・防潮堤等のハード整備を施すことも重要ですが、「先ずは、高いところに、すばやく逃げる」ことが最も重要です。そのため、市民等を迅速に、確実かつ安全に高い場所に避難誘導するために、地域の特性に応じた都市防災機能の向上を一体的に整備するものとします。

まず、道路については、緊急輸送道路や避難路等を中心に、災害発生時にその機能を確実に確保できるように道路整備を推進します。この中で、津波からの避難路として指定されたものについては、市民が津波から迅速・確実・安全に避難できるように、道路の改良・段差の解消・道路設備の機能向上等により避難路の安全確保を図ります。

避難地等については、危険性の高い低地に指定された避難場所の変更と、併せて、想定外による大規模な災害にも対応した収容能力を持つ避難場所の整備を図るとともに、地震避難所の耐震化、防災機能の充実等を図り、安全・安心して避難生活ができる空間づくりに努めます。

ライフライン施設においては、沿岸地域の住民や臨海工業地域の従業員等に防災情報を迅速に伝達するために、防災行政無線の屋外子局の増設を図ります。また、市内に246局整備された子局について機器性能の向上を図るため、随時更新整備を推進します。

この他、災害情報収集機能の強化を図るため、既存設置の防災カメラをより津波観測に適した場所への移設を図るほか、避難所・避難場所等の整備や防災拠点施設の充実、さらには市内に海拔標示板を設置し、市民の地震・津波への防災・減災意識の高揚を図ります。

## (様式3)

## 地震防災対策の概要（重点実施事業）

整備項目	実施事業名	事業地区名	事業主体	事業規模 (面積・延長・幅員等)	事業期間	概算事業費 (千円)	補助対象施設 の特例適用の有無
①道路							
②避難地等	公園(避難場所)整備事業	童浦地区	田原市	避難場所機能を備えた公園整備 1箇所(1.5ha) 照明灯、かまどベンチ、 防災備蓄倉庫1棟等	H24～H27	69,000	無
	避難誘導灯等整備事業	田原市内	田原市	避難路の整備：1箇所(L=20m) 避難誘導灯の整備：6箇所 海拔標示板の設置：300箇所	H24～H27	8,000	無
③ライフライン施設	都市防災総合推進事業 (防災情報ネットワーク整備)	田原市内	田原市	親局：1局 沿岸地域等への整備：12局 改修及び増設(機能向上)：77局	H24～H27	451,000	有
④その他	耐震性防火水槽整備事業	田原市内	田原市	耐震性防火水槽の整備：17基	H26～H27	152,000	無

関連事業（上記以外）

整備項目	実施事業名	事業地区名	事業主体	事業規模 (面積・延長・幅員等)	事業期間	概算事業費 (千円)
①道路	橋梁等の落橋防止事業	田原市内	田原市	緊急輸送道路や避難路等に指定された道路の橋梁を対象に実施：21箇所	H16～H18	—
②避難地等	窓ガラス飛散防止フィルム整備事業	田原市内	田原市	地震避難所に指定された市内の小中学校体育館の窓ガラスに飛散防止フィルムを整備：21箇所	H24～H24	23,143
	非構造部材現況調査	田原市内	田原市	災害時には地震避難所となる学校体育館等の天井の耐震化調査を実施：40箇所	H24～H24	4,806
	防災公園整備	田原市内	田原市	中心市街地内の避難地として防災公園の整備：1箇所	H17～H19	429,079
③ライフライン 施設	防災倉庫等の整備	田原市内	田原市	拠点防災倉庫整備：1箇所 校区備蓄倉庫整備：21箇所	H10～H19	174,570
	飲料水兼用耐震貯水槽の整備	田原市内	田原市	飲料水兼用耐震性整備：11箇所	H7～H20	—
	防災情報通信機器等の整備	田原市内	田原市	デジタル地域防災行政無線整備：212局 防災情報システム整備：1箇所	H16～H18	—
④その他	保育園耐震化推進事業	田原市内	田原市	耐震改修未実施園の耐震化整備：5園	H24～H24	36,840
	防災カメラ移設事業	田原市内	田原市	防災カメラの設置位置の変更：1箇所	H24～H24	23,219
	河川水位・雨量監視システムの整備	田原市内	田原市	主要2級河川に整備：3箇所	H22～H22	9,204
	排水ポンプ整備事業	田原市内	田原市	排水ポンプ整備：2台	H25～H25	19,425
	消防団車両整備事業	伊良湖地区	田原市	多機能型消防団車両の配備：1台	H26～H26	11,200
	避難支援用防災カメラ整備事業	田原市内	田原市	防災カメラシステムの無線化、カメラ機器整備：10台	H26～H27	43,300

# 社会資本整備総合交付金チェックシート

計画の名称: 災害に強いまちづくり

事業主体名: 田原市

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①都市防災事業計画との適合等	
1) 上位計画等と整合性が確保されている。	○
②地域の課題への対応	
1) 地域の課題と整備計画の目標の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
④事業の効果	
1) 十分な事業効果が確認されている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤円滑な事業執行の環境	
1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○